

第4期 岩沼市次世代育成支援行動計画(改訂)

第3期 岩沼市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

岩沼市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画の背景	2
2 計画の趣旨	4
3 計画の位置付け	5
4 計画の期間	6
5 策定体制	7
第2章 岩沼市のこども・子育てを取り巻く状況	8
1 岩沼市のこども・子育てに関わる概況	9
2 母子保健の状況	11
3 教育・保育施設の状況	13
第3章 前期計画の実施状況と評価・課題	16
1 前期計画における幼児期の教育・保育サービス等の基盤の確保状況	17
2 前期計画の進捗状況	23
3 前期計画の実施状況や評価から見える課題と求められる取組	25
第4章 計画の基本的な考え方	27
1 計画の基本的な方向	28
2 計画の体系	31
第5章 施策の展開	33
1 基本目標1：地域における子育て支援体制の構築	34
2 基本目標2：仕事と生活との両立の推進	41
3 基本目標3：親子の健康の確保及び増進	46
4 基本目標4：健やかな成長を育む教育環境の整備	56
5 基本目標5：こどもの安全を確保する環境の整備	62
6 基本目標6：誰もが安心して子育てできる体制の整備	72
第6章 各種事業の量の見込みと確保の方策	81
1 量の見込みと確保の方策とは	82
2 教育・保育サービス等の全体像	82
3 量の見込みの考え方	85
4 教育・保育提供区域の考え方	86
5 教育・保育の量の見込みと確保の方策	86
6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策	92
第7章 計画の推進体制	104
1 計画の周知	105
2 関係機関等との連携・協働	105
3 計画の実施状況の点検・評価	105
資料編	107

第1章 計画策定にあたって

1 計画の背景

我が国は少子高齢化に伴う人口減少が進んでおり、ライフスタイルの多様化、国際化の進展などの社会環境の変化により、家族や地域、就労・雇用など[※]こどもや子育てを取り巻く生活環境も変化し続けています。

平成 28 年、令和元年には子ども・子育て支援法と児童福祉法が改正され、社会的養育・児童虐待防止対策に係る改正等が行われ、令和元年には児童虐待防止法と改正児童福祉法が可決・成立し、親権者による児童のしつけでの体罰が禁止されました。岩沼市においても、体罰によらない子育ての推進や虐待防止対策の充実に取り組んでまいりました。

平成 29 年、国が子育て安心プランを発表し、保育制度と連携した「働き方改革」の取組を実施。岩沼市でも育休復帰する保護者の支援や、保育の受け皿拡大・確保等を強化しました。

平成 30 年、子ども・子育て支援法が一部改正され、「新・放課後子ども総合プラン」が発表されました。岩沼市でも「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室「のびやか教室」を一体的に推進する取組を行っています。

令和元年5月、子ども・子育て支援法の一部が改正され、新たに「子育てのための施設等利用給付」が創設され、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全てのこどもたちの利用料が無償化されました。岩沼市においても新たな給付認定に基づき子育ての支援体制を一層充実させ、新型コロナウイルス感染症の影響下においても著しくサービスを低下させることなく対応できています。

令和4年、国は、児童虐待、不登校、いじめ、こどもの自殺の増加や、少子化が長期的な改善の見通しがたかない状況にあるとして、こども政策の中心的位置付けとなるこども基本法が成立。令和5年にはこども政策の司令塔機能を一本化するこども家庭庁が創設。同年、こども施策に関する基本的な方針を定めた「こども大綱」が閣議決定されました。一連の流れにおいて、国はこどもの権利保障や個としての尊重、差別の禁止を強く打ち出し、こどもが適切な養育を受けられる環境整備を推進していく見込みです。

岩沼市でも「こども大綱」を受け、令和8年度から4年間の市町村こども計画を策定予定としております。岩沼市第4期次世代育成支援行動計画及び第3期子ども・子育て支援事業計画についてはこども計画に含まれる見込みでありますので、次世代育成支援対策推進法に基づき、1年延長といたしました。

※) こども：「こども」及び「子ども」の表記については、109ページの用語解説に記載。

＜主な制度等の改正の動向＞

年	法律・制度等	内容
平成 28 年	子ども・子育て支援法の一部改正	1. 事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業(仕事・子育て両立支援事業)を創設する。 2. 一般事業主から徴収する拠出金(事業主拠出金)の対象事業に、仕事・子育て両立支援事業を追加する。また、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる。
	児童福祉法の一部改正	1. 児童福祉法の理念の明確化等 2. 児童虐待の発生予防 3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応 4. 被虐待児童への自立支援
	ニッポン一億総活躍プランの策定	「希望出生率 1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、保育サービスを支える多様な人材の確保、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服等の対応策を掲げる。
	切れ目のない保育のための対策	待機児童解消を推進するため、待機児童対策の横展開や受け皿の整備、土地等の確保、保育人材の確保・保育サービスの質の確保、保護者や地域のニーズへの対応、多様な保育サービスの展開等の取組を明確化する。
平成 29 年	子育て安心プラン	2020 年度末までに全国の待機児童を解消し、2022 年度末までに M 字カーブ解消(女性就業率 80%の実現)することを目指し、保育の受け皿の拡大や保育人材の確保、保護者へ「寄り添う支援」の普及推進、保育の質の確保、持続可能な保育制度の確立、保育と連携した「働き方改革」等の取組を実施する。
	新しい経済政策パッケージ	少子高齢化に対応するための「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪とした政策。「人づくり革命」では、幼児教育の無償化や待機児童の解消(子育て安心プランを 2020 年度末までに前倒し)、高等教育の無償化等の改革が盛り込まれている。
平成 30 年	子ども・子育て支援法の一部改正	1. 2020 年度末までの保育充実事業の実施 2. 都道府県及び関係市区町村等による協議会の設置 3. 教育認定こどもの利用者負担の引き下げ
	新・放課後子ども総合プラン	「小1の壁」・「待機児童」の解消等を目指し、放課後児童クラブを 2021 年度末までに 25 万人分、2023 年度末までに 30 万人分を整備。放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業について、全ての小学校区で一体的又は連携して実施することや新規整備する際は、学校施設を徹底活用すること、放課後児童クラブの「こどもの主体性を尊重し、健全な育成を図る」という役割の徹底等为目标として計画的な整備を進める。
令和元年	子ども・子育て支援法の一部改正	総合的な少子化対策の一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設(幼児教育の無償化)する。
令和4年	こども基本法成立	児童の権利に関する条約の周知、施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映、支援の総合的・一体的提供体制整備、関係者相互の結城的な連携の確保を基本施策とした。
令和5年	こども大綱閣議決定	少子化対策、こども・若者育成支援、子どもの貧困対策を含み、こども施策に関する方針や重要事項を定め、地方自治体に、こども計画の策定について努力義務を定めた。

2 計画の趣旨

「子ども・子育て関連3法」に基づき、「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年から本格的に開始され、市町村には①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務付けられました。これに伴い「次世代育成支援対策推進法」に基づく、都道府県及び市町村の次世代育成支援行動計画の策定はこれまでの義務付けから任意になりました。

本市においては、「第2期子ども・子育て支援事業計画」及び「第4期次世代育成支援行動計画」（以後、「前期計画」という）の計画期間が終了することから、新たに令和7年度から令和 11 年度までの5年間を計画期間とする「第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定するとともに、「次世代育成支援行動計画」については、現行の第4期計画の期間を1年延長する改訂を行い、令和8年度からの4年間を計画期間とする市町村こども計画を策定するまでの間、子ども・子育て支援に関する基本的な考え方や具体的な取組等について定めるものです。

なお、「第4期次世代育成支援行動計画（改訂）」及び「第3期子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定したものを、以下「本計画」とします。

3 計画の位置付け

○計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」に位置付けるとともに、児童福祉法第56条の4の2に基づく「市町村整備計画」及び平成26年6月17日付け雇児発0617第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知に基づく「市町村母子保健計画」の内容も含む計画とします。

また、その他の諸計画など、こどもの福祉や教育に関する他の計画とも整合を図り、調和を保った計画とします。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

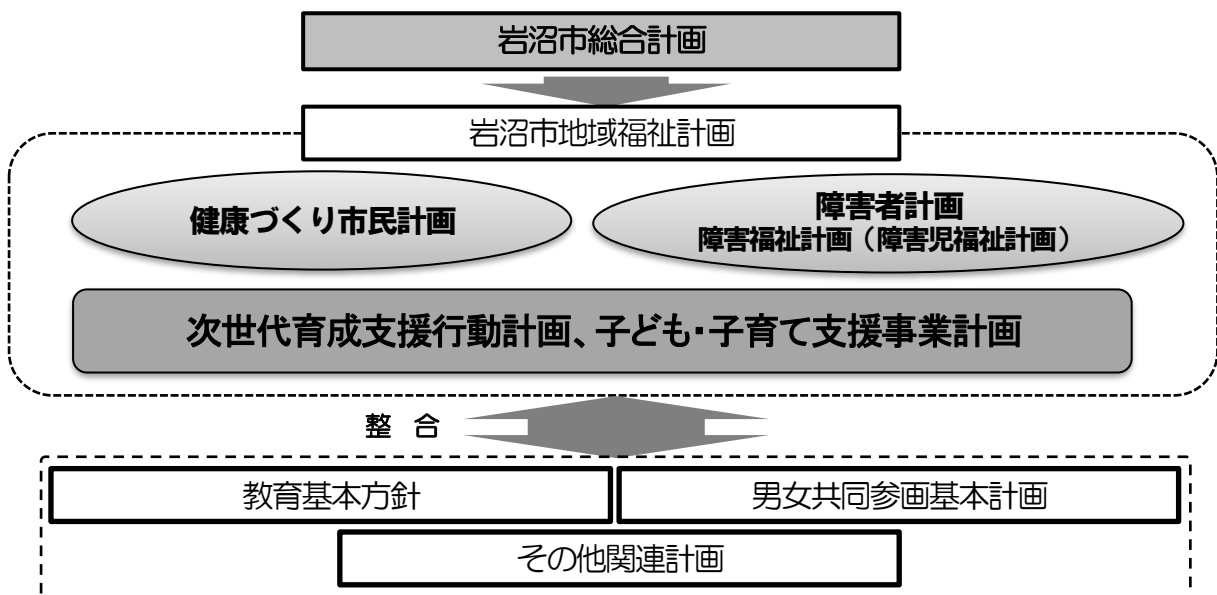
（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、こどもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

【児童福祉法（抜粋）】

第五十六条の四の二 市町村は、保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために必要があると認めるときは、当該市町村における保育所及び幼保連携型認定こども園の整備に関する（以下「市町村整備計画」という。）を作成することができる。

【諸計画の関係】



4 計画の期間

子ども・子育て支援事業計画は5年を1期とするものとされています。計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じ、中間年を目安として計画の見直しを行うものとします。また、次世代育成支援計画は第4期に限り1年延長いたします。

	総合計画	地域福祉計画	健康づくり 市民計画	障害者 計画	障害福祉 計画	障害児 福祉計画	次世代 育成支 援行動 計画	子ども・ 子育て 支援事 業計画
平成 17 年度							第 1 期	
18 年度				第 1 期	第 1 期		第 1 期	
19 年度				第 1 期	第 2 期		第 2 期	
20 年度				第 1 期	第 3 期		第 2 期	
21 年度			第 1 次	第 2 期	第 4 期		第 3 期	第 1 期
22 年度			第 2 次	第 3 期	第 5 期	第 1 期	第 4 期	第 2 期
23 年度			第 3 次	第 4 期	第 6 期	第 2 期	第 5 期	第 3 期
24 年度			第 4 次	第 5 期	第 7 期	第 3 期	第 6 期	第 4 期
25 年度			第 5 次	第 6 期	第 8 期	第 4 期	第 7 期	第 5 期
26 年度	いわぬま未来構想	第 1 期	第 6 次	第 7 期	第 9 期	第 5 期	第 8 期	第 6 期
27 年度			第 7 次	第 8 期	第 10 期	第 6 期	第 9 期	第 7 期
28 年度			第 8 次	第 9 期	第 11 期	第 7 期	第 10 期	第 8 期
29 年度			第 9 次	第 10 期	第 12 期	第 8 期	第 11 期	第 9 期
30 年度			第 10 次	第 11 期	第 13 期	第 9 期	第 12 期	第 10 期
令和元 年度			第 11 次	第 12 期	第 14 期	第 10 期	第 13 期	第 11 期
2 年度			第 12 次	第 13 期	第 15 期	第 11 期	第 14 期	第 12 期
3 年度			第 13 次	第 14 期	第 16 期	第 12 期	第 15 期	第 13 期
4 年度			第 14 次	第 15 期	第 17 期	第 13 期	第 16 期	第 14 期
5 年度			第 15 次	第 16 期	第 18 期	第 14 期	第 17 期	第 15 期
6 年度	岩沼市総合計画		第 16 次	第 17 期	第 19 期	第 15 期	第 18 期	第 16 期
7			第 17 次	第 18 期	第 20 期	第 16 期	第 19 期	第 17 期
8			第 18 次	第 19 期	第 21 期	第 17 期	第 20 期	第 18 期
9			第 19 次	第 20 期	第 22 期	第 18 期	第 21 期	第 19 期
10			第 20 次	第 21 期	第 23 期	第 19 期	第 22 期	第 20 期
11			第 21 次	第 22 期	第 24 期	第 20 期	第 23 期	第 21 期

5 策定体制

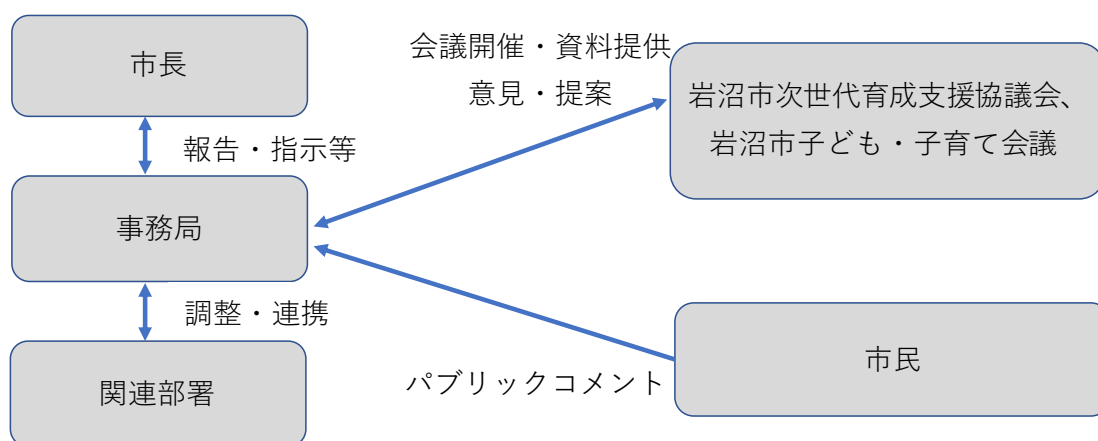
本計画は、「岩沼市次世代育成支援協議会」「岩沼市子ども・子育て会議」にて検討を行い策定いたしました。

子ども・子育て支援事業計画については、前期計画策定時に、国より「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」が示され、潜在的ニーズを含めた事業の見込み量の算出が重要とされたことから、アンケート調査等を実施し策定しましたが、算出される見込み量が現状や実績と著しく乖離することが全国的に課題となり、今計画策定にあたり、子ども・子育て会議等の議論等を踏まえたより効果的、効率的な方法によるニーズ把握・算出を行うことも可能とする「第3期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方（改訂版 Ver.2）」が示されました。

このことから、第3期岩沼市子ども・子育て支援事業計画の見込み量の算出方法にあたっては、国が示す、より効果的、効率的な算出方法として、これまでの実績及び本市総合計画の人口推計を基に子ども・子育て会議等の議論を踏まえ設定しました。

なお、第4期次世代育成支援行動推進計画については現計画の改訂のみを行い、令和7年度に自治体こども計画を策定するにあたり、アンケート調査等のニーズ把握を行い、その内容を包含するものとします。

■計画の策定体制

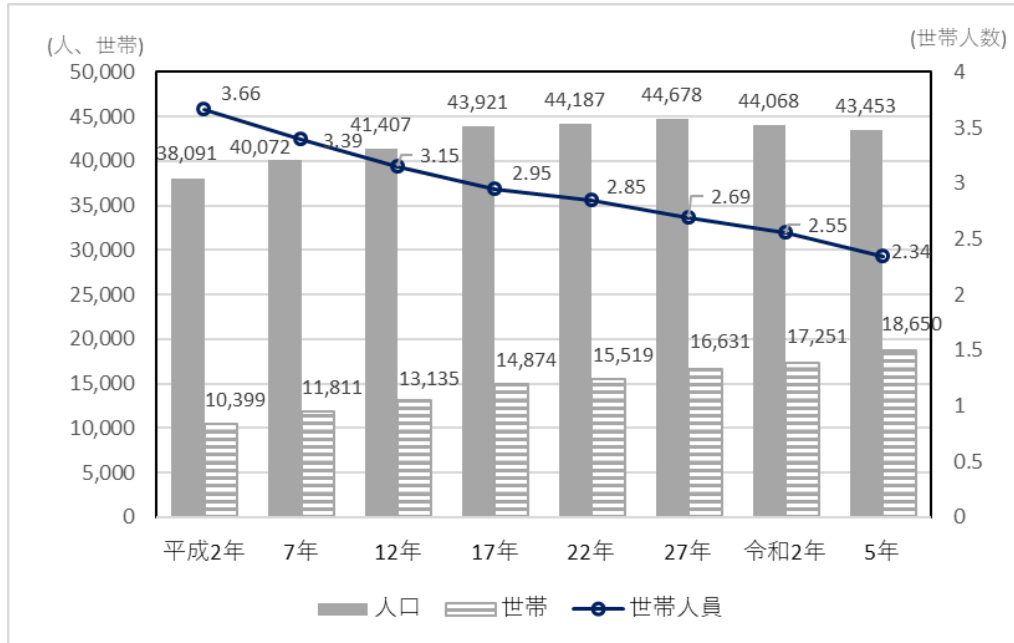


第2章 岩沼市のこども・子育てを取り巻く状況

1 岩沼市のこども・子育てに関わる概況

岩沼市の人口（各年10月末現在）

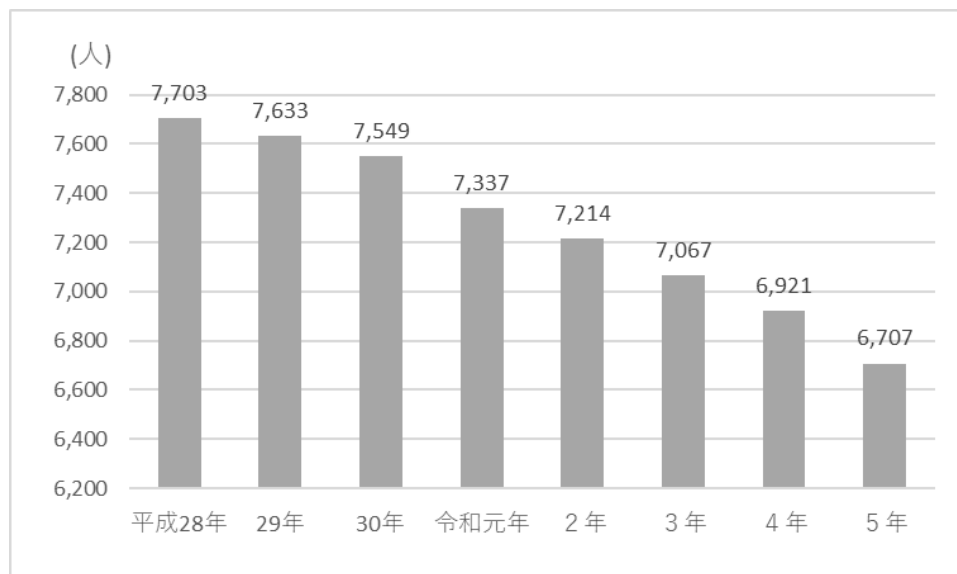
東日本大震災後も横ばいで推移していた人口は、令和2年から減少に転じ、令和4年の住民基本台帳では、人口43,725人となっています。一方で世帯数は増加し続けており、世帯規模の縮小が進行しています。



資料：国勢調査（令和2年まで）、住民基本台帳（令和5年）

岩沼市の年少人口（18歳未満・各年10月1日現在）

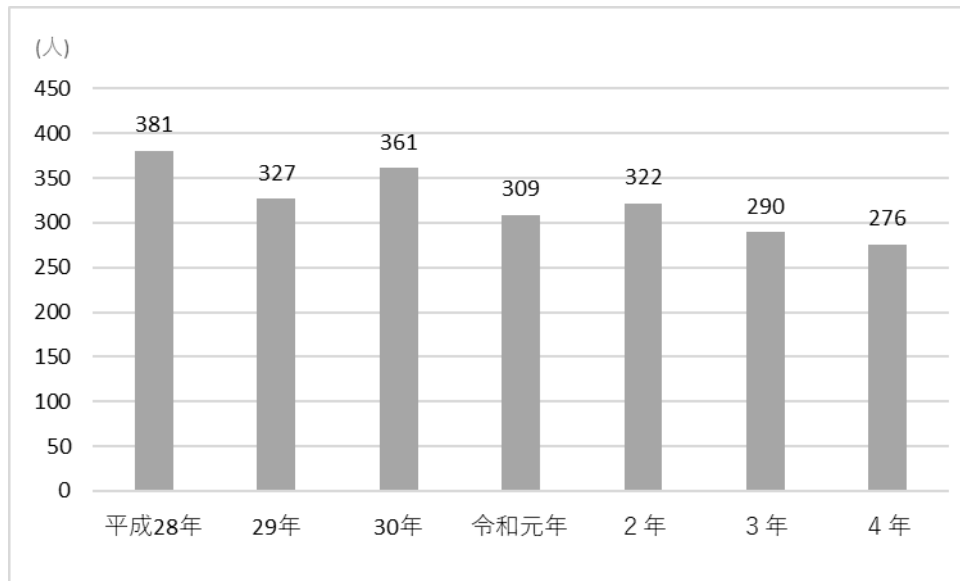
平成28年から令和5年までの年少人口の推移をみると、平均して1.96%の減少となっております。



資料：住民基本台帳

出生数

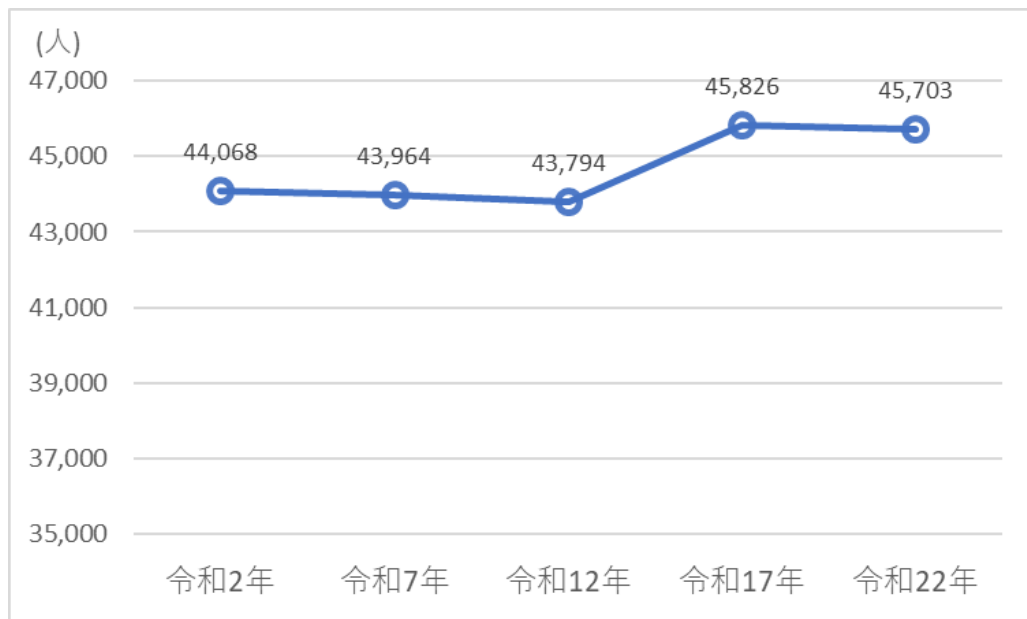
出生数は 270 人～380 人台で推移していますが、減少傾向にあります。



資料：宮城県統計

将来人口推計

国立社会保障・人口問題研究所が令和5年に公表した推計値では、令和2年以降は減少を続け令和22年には40,000人を割り込むと予測されておりますが、岩沼市では第3期総合戦略において、人口減少を抑制し、人口増加を図ります。



資料：岩沼市地方創生総合戦略

2 母子保健の状況

母子手帳の交付状況

妊娠届出数は、緩やかな減少傾向にあります。

単位:人

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊娠届出数 (うち特定妊婦数)	314 (68)	311 (63)	276 (51)	255 (73)	243 (56)
母子手帳交付数	317	313	279	261	247

資料：健康増進課「地域保健計画書」、主要な施策の成果と予算執行の実績報告

妊婦健康診査状況（医療機関委託）

妊婦健康診査受診票（助成券）は母子手帳交付時に全ての妊娠届出者へ最大14回分（多胎の場合は6回分追加）交付する他、妊婦の転入手続きの際には、必要となる受診票（助成券）を交付しています。

単位：人

令和5年度	初回	12～15週 前後	16～19週 前後	20～23週 前後	24～25週 前後	26～27週 前後	28～29週 前後
受診票 交付人数	247	248	255	259	261	263	264

令和5年度	31～31週 前後	32～33週 前後	34～35週 前後	36 週前後	37 週前後	38 週前後	39 週前後
受診票 交付人数	265	267	270	270	270	270	270

資料：健康増進課

ママサポート事業

産後うつ病ハイリスク調査でのハイリスク出現率は令和5年度では、6.8%となっています。

年度	産後うつ病ハイリスク調査		
	実人数(外国人除く) (人)	ハイリスク産婦数 (人)	ハイリスク出現率 (%)
令和元年度	301	25	8.3
令和2年度	314	20	6.4
令和3年度	298	17	5.7
令和4年度	259	16	6.2
令和5年度	221	15	6.8

資料：主要な施策の成果と予算執行の実績報告

妊産婦・新生児訪問指導状況(助産師委託)

出生数に対する訪問率は100%近く、高い訪問率を示しています。

年度	出生数 (人)	訪問 申請者数 (人)	訪問内訳(人)						出生数に 対する訪問率 (%)
			妊婦		産婦		新生児		
			実	延	実	延	実	延	
令和元年度	319	311	0	0	303	306	308	311	96.6%
令和2年度	313	318	0	0	319	322	320	323	102.2%
令和3年度	297	310	0	0	302	302	307	307	103.4%
令和4年度	267	261	0	0	260	262	263	265	98.5%
令和5年度	247	231	0	0	237	237	240	240	97.2%

※市外・県外訪問も含む

資料: 主要な施策の成果と予算執行の実績報告

産後ケア事業

令和2年度・令和3年度はコロナ感染症対策のため受入を中止していましたが、受け入れ再開後、令和5年度からは宿泊型が追加となり過去最多の利用者数となっております。

年度	利用承認者数 (人)	利用者数(人)	利用者延数(回)		
			宿泊型	通所型	訪問型
令和元年度	23	19	－	48	－
令和2年度	1	0	－	0	－
令和3年度	1	0	－	0	－
令和4年度	35	12	－	19	5
令和5年度	64	40	20	45	22

資料: 主要な施策の成果と予算執行の実績報告

※令和2年度・令和3年度はコロナ感染症対策のため受入れ中止

3 教育・保育施設の状況

保育所（園）

○保育所(園)(2、3号認定の利用定員)及び2、3号認定の入所児童数
(各年度3月1日現在 ただし令和6年度は4月1日現在)

単位:人

番号	設置	区分	施設名	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
				利用 定員	入所 児童数	利用 定員	入所 児童数	利用 定員	入所 児童数	利用 定員	入所 児童数	利用 定員	入所 児童数
1	公立	認可保育所	東保育所	110	92	110	97	110	99	110	99	110	88
2	公立	認可保育所	亀塚保育所 (※令和3年3月閉所)	60	65	—	—	—	—	—	—	—	—
3	公立	認可保育所	相の原保育所	60	60	60	57	60	54	60	53	60	47
4	公立	認可保育所	西保育所	60	65	60	63	60	61	60	61	60	61
5	私立	認可保育所	岩沼保育園	60	71	60	70	60	71	60	70	60	69
6	私立	認可保育所	竹駒保育園	95	102	95	104	95	102	95	104	95	101
7	私立	認可保育所	岩沼北保育園	90	98	90	99	90	97	90	95	90	93
8	私立	認可保育所	ほのぼの保育園	60	61	60	61	60	60	60	60	60	58
9	私立	認可保育所	岩沼はるかぜ保育園 (※令和3年3月閉所)	75	77	—	—	—	—	—	—	—	—
10	私立	認可保育所	ひよこ園	36	35	36	35	36	35	36	34	36	31
11	私立	認可保育所	J's保育園 (※令和3年4月開所)	—	—	90	76	90	89	90	89	90	89
12	私立	認定こども園	チアフルこども園	60	69	60	73	60	72	60	70	60	68
13	私立	認定こども園	岩沼はるかぜこども園 (※令和3年4月開所)	—	—	75	75	75	82	75	83	75	77
14	私立	認定こども園	西こばと幼稚園・ ぶどうの木保育園 (※令和3年4月開所)	—	—	90	83	90	86	90	94	90	99
15	私立	小規模保育事業	ぱすてる (※令和4年3月閉所)	15	15	15	12	—	—	—	—	—	—
16	私立	小規模保育事業	ひなたぼっこ こどもの園	19	18	19	19	19	19	19	19	19	19
17	私立	小規模保育事業	豆の木保育園	19	22	19	22	19	22	19	22	19	17
合計				819	850	939	946	924	949	924	953	924	917

資料:子ども福祉課

待機児童数（各年度4月1日現在）

待機児童数（国定義による）は、減少傾向となっており、令和6年度では1名となっています。

単位:人

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
11	2	2	4	1

※ 国定義による待機とは

保育所等入所を申し込んでいて給付認定を受けているが、入所できず待機となっている児童。ただし次の児童は除く。

- ① 特定の保育所等への入所を希望しているため、空きがあるにもかかわらず他の保育所等への入所を辞退している保護者の児童
- ② 幼稚園、認定こども園の教育部分、認可外保育施設、企業主導型保育施設等の施設を利用している児童

幼稚園（各年度5月1日現在）

幼稚園の認可定員はこの5年間で変更はありません。在園児は年度によって増減はありますが、全体的に減少傾向となっています。なお、岩沼西こばと幼稚園については、令和3年度より幼保連携型認定こども園へ移行しています。

単位:人

設置	区分	施設名	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
			認可 定員	在園 児数	認可 定員	在園 児数	認可 定員	在園 児数	認可 定員	在園 児数	認可 定員	在園 児数
私立	幼稚園	岩沼さくら幼稚園	245	133	245	123	245	121	245	102	245	103
私立	幼稚園	岩沼こばと幼稚園	200	106	200	80	200	75	200	70	200	73
私立	幼稚園	岩沼西こばと幼稚園	260	155	-	-	-	-	-	-	-	-
私立	幼稚園	岩沼南こばと幼稚園	320	148	320	132	320	141	320	119	320	116
合 計			1,025	542	765	335	765	337	765	291	765	292

※「在園児童」は市内在住の児童のみ計上。

資料:教育要覧

小学校の概況（各年度5月1日現在）

小学校の児童数は、全体的に減少傾向となっています。

年度	児童数(人)				
	合計	岩沼小	岩沼西小	岩沼南小	玉浦小
令和2年度	2,516	550	1,012	520	434
令和3年度	2,501	538	986	522	455
令和4年度	2,423	511	963	508	441
令和5年度	2,331	498	914	495	424
令和6年度	2,302	506	893	493	410

※特別支援学級の児童含む

資料:教育要覧

放課後児童クラブ利用者数（各年度5月1日現在）

放課後児童クラブ利用者は共働きの増加や核家族化に伴い増加傾向にあり、各児童館（センター）に分室を設置し対応しています。

単位：人（登録児童数）

No.	放課後児童クラブ名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	北児童センター放課後児童クラブ	72	63	46	62	93
2	〃 分室すずかけ放課後クラブ	30	28	28	33	30
3	〃 分室げんきクラブ	32	30	35	41	38
4	南児童館放課後児童クラブ	88	101	67	70	64
5	〃 分室みなみっこクラブ	40	40	58	60	59
6	東児童館放課後児童クラブ	81	107	77	90	82
7	〃 分室ひがしっこクラブ	－	－	30	29	32
8	西児童センター放課後児童クラブ	148	160	170	177	169
9	〃 分室にしっこクラブ	25	25	24	24	－
10	〃 分室ただいまクラブ	24	23	24	24	－
11	〃 分室おかえりクラブ	25	25	25	25	－
12	〃 分室ひだまりクラブ	－	－	－	－	89
合計		565	602	584	635	656

資料：子ども福祉課

※No.7 東児童館分室ひがしっこクラブは令和4年度より新設しています。

※No.9～11 西児童センター分室にしっこクラブ、ただいまクラブ、おかえりクラブは令和5年度末に廃止し、No.12 分室ひだまりクラブを新設の上、集約化しています。

第3章 前期計画の実施状況と評価・課題

1 前期計画における幼児期の教育・保育サービス等の基盤の確保状況

第2期子ども・子育て支援事業計画で計画した幼児期の学校教育・保育・地域子育て支援の量の見込み、確保の内容に対しての確保実績は以下のとおりです。令和6年度の実績は確定していないため、一部を除き「－」表記としております。

(1) 幼稚園・認定こども園（幼稚園機能部分）

■ 1号認定・2号認定（教育ニーズ）

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(必要利用定員総数)		人	603	593	584	576	567
	1号認定	人	458	451	444	438	431
	2号認定(幼児期の学校教育の利用希望が強い)	人	145	142	140	138	136
②確保の方策		人	795	744	744	682	682
	認定こども園	人	10	139	139	157	157
	幼稚園	人	540	360	360	525	525
	確認を受けない幼稚園	人	245	245	245	0	0
③確保の実績	実績値	人	795	769	732	683	－
	実績-方策	人	0	25	▲12	1	－
	認定こども園	人	10	149	142	158	－
	幼稚園	人	540	375	345	525	－
	確認を受けない幼稚園	人	245	245	245	0	－

(2) 保育所・認定こども園（保育所機能部分）・地域型保育事業

■ 2号認定（保育ニーズ）[3～5歳児]

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(必要利用定員総数)		人	469	462	455	449	441
	2号認定(3～5歳)	人	469	462	455	449	441
②確保の方策		人	453	525	525	523	523
	保育所	人	416	395	395	390	390
	認定こども園	人	33	126	126	126	126
	事業所内保育(特例保育)	人	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設(地域枠)	人	0	0	0	3	3
	認可外保育施設	人	4	4	4	4	4
③確保の実績	実績値	人	476	528	523	548	－
	実績-方策	人	7	3	▲2	25	－
	保育所	人	435	395	390	404	－
	認定こども園	人	32	126	126	137	－
	事業所内保育(特例保育)	人	1	0	0	0	－
	企業主導型保育施設(地域枠)	人	1	3	3	3	－
	認可外保育施設	人	7	4	4	4	－

■3号認定（0歳）

区分		単位	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
①量の見込み(必要利用定員総数)		人	84	89	92	95	99
	3号認定(0歳)	人	84	89	92	95	99
②確保の方策		人	90	100	100	100	100
	保育所	人	72	66	66	67	67
	認定こども園	人	6	22	22	22	22
	小規模保育事業	人	12	12	12	9	9
	家庭的保育事業	人	0	0	0	0	0
	居宅訪問型保育事業	人	0	0	0	0	0
	事業所内保育事業	人	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	人	0	0	0	0	0
	企業主導型保育施設(地域枠)	人	0	0	0	2	2
②確保の実績	実績値	人	96	105	100	102	-
	実績-方策	人	6	5	0	2	-
	保育所	人	72	66	67	68	-
	認定こども園	人	6	23	22	22	-
	小規模保育事業	人	13	14	9	10	-
	家庭的保育事業	人	0	0	0	0	-
	居宅訪問型保育事業	人	0	0	0	0	-
	事業所内保育事業	人	1	0	0	0	-
	認可外保育施設	人	0	2	0	0	-
	企業主導型保育施設(地域枠)	人	4	0	2	2	-

(3) 地域子ども・子育て支援事業

■3号認定(1・2歳児)

区 分		単位	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	
①量の見込み(必要利用定員総数)		人	302	307	312	316	320	
	3号認定(1・2歳)	人	302	307	312	316	320	
②確保の方策		人	294	332	332	328	328	
	保育所	人	218	200	200	204	204	
	認定こども園	人	21	77	77	77	77	
	小規模保育事業	人	41	41	41	29	29	
	家庭的保育事業	人	0	0	0	0	0	
	居宅訪問型保育事業	人	0	0	0	0	0	
	事業所内保育事業	人	0	0	0	0	0	
	認可外保育施設	人	14	14	14	14	14	
	企業主導型保育施設(地域枠)	人	0	0	0	4	4	
②確保の実績		実績値	人	309	374	328	359	－
		実績-方策	人	15	42	▲4	31	－
	保育所	人	229	230	204	220	－	－
	認定こども園	人	26	85	77	89	－	－
	小規模保育事業	人	41	41	29	32	－	－
	家庭的保育事業	人	0	0	0	0	－	－
	居宅訪問型保育事業	人	0	0	0	0	－	－
	事業所内保育事業	人	4	0	0	0	－	－
	認可外保育施設	人	8	14	14	14	－	－
	企業主導型保育施設(地域枠)	人	1	4	4	4	－	－

■利用者支援事業

区分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	基本型・特定型 (箇所)	1	1	1	1	1
②確保の方策		1	1	1	1	1
③確保の実績		1	1	1	1	-
実績-方策		0	0	0	0	-

区分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	母子保健型 (箇所)	1	1	1	1	1
②確保の方策		1	1	1	1	1
③確保の実績		1	1	1	1	-
実績-方策		0	0	0	0	-

■延長保育事業

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人	272	281	291	299	307
②確保の方策		272	281	291	299	307
③確保の実績		383	384	414	396	-
実績-方策		111	103	123	97	-

■放課後児童健全育成事業

【1】低学年

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年
人数	①量の見込み	人日	470	468	467	467	467
	②確保の方策		470	468	467	467	467
	③確保の実績		522	641	626	612	-
	実績-方策		52	173	159	145	-
箇所数	①量の見込み	人日	12	12	12	16	15
	②確保の方策		12	12	12	16	15
	③確保の実績		12	12	12	16	-
	実績-方策		0	0	0	0	-

【2】高学年

区分		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人数	①量の見込み	人日	310	305	301	298	292
	②確保の方策		3	3	3	30	36
	③確保の実績		4	2	5	67	-
	実績-方策		1	▲1	2	37	-
箇所数	①量の見込み	人日	12	12	12	16	15
	②確保の方策		12	12	12	16	15
	③確保の実績		12	12	12	16	-
	実績-方策		0	0	0	0	-

■一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標事業量	校	4	4	4	4	4
実績		0	0	0	1	1

■放課後子ども教室の実施状況

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標事業量	校	4	4	4	4	4
実績		4	4	4	4	4

■地域子育て支援拠点事業

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日	20,429	20,424	20,360	20,300	20,192
②確保の方策	箇所	3	3	3	4	4
③確保の実績	箇所	3	3	3	4	4
実績-方策	箇所	0	0	0	0	0

■一時預かり事業（幼稚園型）

区分		単位	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
①量の見込み		人	19,044	18,790	18,538	18,301	18,045
	1号認定	人	3,168	3,125	3,084	3,045	3,002
	2号認定	人	15,876	15,665	15,454	15,256	15,043
②確保の方策		人	31,393	32,793	32,793	32,793	32,793
	認定こども園	人	19,294	13,200	13,200	23,871	8,922
	幼稚園	人	1,428	8,922	8,922	8,922	23,871
	確認を受けない幼稚園	人	10,671	10,671	10,671	0	0
③確保の実績	実績値	人	26,426	24,498	23,330	23,855	-
	実績-方策	人	▲4,967	▲8,295	▲9,463	▲8,938	-
	認定こども園	人	16,131	11,212	10,302	16,419	-
	幼稚園	人	2,615	5,360	6,123	7,436	-
	確認を受けない幼稚園	人	7,680	7,926	6,905	0	-

■一時預かり事業（幼稚園以外）

区分		単位	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
①量の見込み		人	13,484	13,276	13,060	12,848	12,622
②確保の方策		人	11,560	11,560	8,680	11,680	11,800
	一時預かり事業	人	5,800	5,800	5,800	5,800	5,800
	ファミリー・サポート・センター事業	人	5,760	5,760	2,880	5,880	6,000
③確保の実績	実績値	人	11,860	14,620	11,800	14,550	-
	実績-方策	人	300	3,060	3,120	2,870	-
	一時預かり事業	人	5,860	5,860	5,800	5,670	-
	ファミリー・サポート・センター事業	人	6,000	8,760	6,000	8,880	-

■病児保育事業

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日	229	277	323	368	410
②確保の方策		1,160	1,160	1,160	1,160	1,160
③確保の実績		1,172	1,172	1,160	1,140	-
実績-方策		12	12	0	▲20	-

■ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業・就学児対象）

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日	190	226	261	296	329
②確保の方策		576	576	588	588	600
③確保の実績		600	876	600	888	-
実績-方策		24	300	12	300	-

■妊婦健康診査

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人	327	321	316	310	304
①量の見込み	回	4,578	4,494	4,424	4,340	4,256
②確保方策	人	327	321	316	310	304
②確保方策	回	4,578	4,494	4,424	4,340	4,256
③確保の実績	人	313	283	255	266	-
実績-方策	人	▲14	▲38	▲61	▲44	-
③確保の実績	回	3,838	3,441	3,557	3,195	-
実績-方策	回	▲740	▲1,053	▲867	▲1,145	-

■乳児家庭全戸訪問事業

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人	357	351	345	338	331
②確保の方策	人	357	351	345	338	331
③確保の実績	人	322	302	270	226	-
実績-方策	人	▲35	▲49	▲75	▲112	-

■養育支援訪問事業

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人	13	13	13	13	12
②確保の方策	人	13	13	13	13	12
③確保の実績	人	4	4	1	7	-
実績-方策	人	▲9	▲9	▲12	▲5	-

■子育て短期支援事業

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	箇所	-	-	0	5	5
②確保の方策	人日	-	-	-	-	-
	箇所	-	-	0	5	5
③確保の実績	人日	-	-	0	5	-
実績-方策	人	-	-	0	0	-

2 前期計画の進捗状況

本計画を策定するにあたり、前期計画期間での各事業の取組状況を整理しました。取組状況は、各事業の担当者が、あらかじめ決められた評価項目を基準に評価したものです。

(1) 評価の基準

市が毎年実施する「市民満足度調査」の全47調査項目中、こども・子育てに関連する14項目を評価項目とし、前期計画策定時(平成30年度)の調査結果から、以下の6段階評価のうち、「6:非常に満足」、「5:満足」と回答した人の割合を【前期計画策定時の基準値】(①)とし、この値が年0.5%、計画期間の5年で2.5%上昇するものと見込み【目標値】(②)として設定しました。

6:非常に満足 5:満足 4:やや満足 3:やや不満 2:不満 1:非常に不満

令和5年度に実施された「市民満足度調査」結果において、成果目標の達成状況は次のとおりです。

(2) 評価一覧

基本目標1 地域における子育て支援体制の構築

No	評価項目	前計画策定時の 【基準値①】	令和5年度 【目標値②】	令和5年度 【満足値③】	【基準値①】 との比較 ③－①	【目標値②】 との比較 ③－②
15	子育て支援の充実	31.10	31.72	27.32	-3.78	-4.40
1	情報交流を支える環境づくり	33.33	33.99	31.22	-2.11	-2.77
20	社会活動支援体制の充実	20.79	21.2	20.65	-0.14	-0.55
	平均値	28.41	28.97	26.40	-2.01	-2.57

基本目標2 仕事と生活との両立の推進

No	評価項目	前計画策定時の 【基準値①】	令和5年度 【目標値②】	令和5年度 【満足値③】	【基準値①】 との比較 ③－①	【目標値②】 との比較 ③－②
5	男女共同参画社会の推進	14.78	15.07	15.12	0.34	0.05
15	子育て支援の充実(再掲)	31.10	31.72	27.32	-3.78	-4.40
16	保育サービスの充実	28.35	28.91	28.61	0.26	-0.30
	平均値	24.74	25.23	23.68	-1.06	-1.55

基本目標3 親子の健康の確保及び増進

No	評価項目	前計画策定時の 【基準値①】	令和5年度 【目標値②】	令和5年度 【満足値③】	【基準値①】 との比較 ③－①	【目標値②】 との比較 ③－②
17	母子保健サービスの充実	28.18	28.74	27.97	-0.21	-0.77
15	子育て支援の充実（再掲）	31.10	31.72	27.32	-3.78	-4.40
	平均値	29.64	30.23	27.65	-2.00	-2.59

基本目標4 健やかな成長を育む教育環境の整備

No	評価項目	前計画策定時の 【基準値①】	令和5年度 【目標値②】	令和5年度 【満足値③】	【基準値①】 との比較 ③－①	【目標値②】 との比較 ③－②
22	家庭教育の充実	19.76	20.15	19.19	-0.57	-0.96
23	学校教育の充実	24.19	25.40	22.44	-1.75	-2.96
	平均値	21.98	22.78	20.82	-1.16	-1.96

基本目標5 子どもの安全を確保する環境の整備

No	評価項目	前計画策定時の 【基準値①】	令和5年度 【目標値②】	令和5年度 【満足値③】	【基準値①】 との比較 ③－①	【目標値②】 との比較 ③－②
38	公園・緑地の整備	25.94	26.45	23.58	-2.36	-2.87
18	子どもの安全確保の充実	31.79	32.42	28.78	-3.01	-3.64
32	防犯対策の充実	25.08	25.58	23.58	-1.50	-2.00
30	防災対策の充実	34.02	34.70	29.92	-4.10	-4.78
	平均値	29.21	29.79	26.47	-2.74	-3.32

基本目標6 誰もが安心して子育てできる体制の整備

No	評価項目	前計画策定時の 【基準値①】	令和5年度 【目標値②】	令和5年度 【満足値③】	【基準値①】 との比較 ③－①	【目標値②】 との比較 ③－②
21	市民生活への支援	19.07	19.45	20.33	1.26	0.88
12	障害者福祉の充実	24.74	25.23	24.39	-0.35	-0.84
	平均値	21.91	22.34	22.36	0.46	0.02

3 前期計画の実施状況や評価から見える課題と求められる取組

(1) こども・子育て当事者等の意見の反映

本市においても、児童虐待や不登校、新型コロナウイルス感染症や近年の物価高騰による家庭への影響等、子育てに困難を抱える世帯の背景やニーズが多様化している現状があります。

前期計画において特に目標と実績の差が大きかった項目は、「子育て支援の充実」「子どもの安全確保の充実」「防災対策」等となっており、保育・教育給付や地域子ども・子育て支援事業だけではない、子育て家庭をとりまく、幅広く多様な子育て環境へのニーズが高いと考えられます。

前期計画策定後、各種事業の確保方策への取組や、新たなサービスの提供、支援の拡充を図りながら、市民満足度として目標値に届かなかった結果からも、こどもや子育て当事者等をとりまく社会情勢と相まって変化する市民ニーズをしっかりと捉えることは、重要な課題です。

第3期子ども・子育て支援事業計画策定に際し、効果的、効率的な量の見込みを算定する観点から、ニーズ調査は行いませんでしたが、「こどもまんなか社会」の実現に向け、令和7年度に策定する(仮)岩沼市こども計画では、こども・子育て当事者等の意見をしっかりと反映することとしています。

(2) こども・子育て当事者等に対する包括的な支援体制整備

令和6年4月1日に施行された改正児童福祉法により、こどもたちが健やかに成長できるように支援が提供されるべきとされ、子育て世帯への包括的な支援の強化が明示されました。具体的には、包括的な相談支援等を行うこども家庭センターの設置と、子育てに困難を抱える家庭に対する支援の強化を目的とした家庭支援の拡充となっています。

また、令和4年度の児童福祉法改正や令和6年度の子ども・子育て支援法改正により、新たに地域子ども・子育て支援事業として創設された事業について、本市においても計画的な具現化が求められています。

(3) こども施策の総合的かつ一体的な提供のための体制整備

こども基本法では、こども施策において長年課題とされてきた、年齢の壁、こどもが必要とする施策ごとの制度の壁、施策を講ずる関係省庁の縦割りの壁、これらの3つの壁を打破し、統合的、一体的に支援を提供できる体制整備の規定を設け、こども家庭庁が創設されました。

また、自治体に作成することの努力義務を課している自治体こども計画は、既存の各法令に基づく自治体計画と一体のものとして作成できることとなっており、こども施策に全体として統一的に横串を刺すことや、住民にとって一層分かりやすいものとする事等が期待されております。

これまで以上に、こども政策が総合的に推進できるよう、体制整備のみならず関係者相互の有機的な連携の確保が重要となります。

（４）※）DX化やデジタル技術の活用等の推進

国は、DX等のデジタル技術の活用等により、少子化対策の総合的な推進、結婚・出産・子育ての支援、仕事と子育ての両立などの子育てしやすい環境づくり、教育DXを通じた教育の質の向上等の社会課題解決を目指しております。

デジタル技術を活用することで、相談等の利便性向上や子育て支援サービスの普及促進、遠隔教育の推進等、地域の様々な取組を推進するとともに、情報共有システムや業務システムの整備、各種事務負担の軽減を図る等、こどもを見守ることに力を割くことのできる業務体制の整備が求められております。

これまでも、少しずつデジタル化を図ってきたところではありますが、より一層の取組の推進を目指します。

※）DX：デジタルトランスフォーメーションの略。デジタル化により社会や生活のスタイルが変わること。

第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本的な方向

(1) 基本理念

市の上位計画となる「岩沼市総合計画」では、まちづくりの柱として『一人ひとりが住みよいまちづくり』『笑顔あふれるまちづくり』を掲げ、岩沼市地域福祉計画においては、「みんなが安心していきいきと暮らせるまちづくり」を基本理念としています。

本計画においては、次世代育成支援対策推進法と子ども・子育て支援法の基本的考え方に則って以下のように設定します。

【次世代育成支援対策推進法】

第3条：次世代支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行わなければならない。

【子ども・子育て支援法】

第2条：子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

基 本 理 念

**笑顔で子育てができ
周りも共に喜びを分かち合えるまち**

(2) 基本目標

令和6年の改正により、「次世代育成支援対策推進法」は法律の有効期限が令和17年3月31日まで10年間再延長されました。

本計画においては、「子ども・子育て支援制度」において取り組むべき内容を踏まえ、これまで次世代育成支援行動計画として取り組んできたこどもや子育て家庭に対する取組を継承するものとして本計画を推進していきます。子ども・子育て支援事業計画については、見込量に対する確保の方策として記載するよう整理しました。

＜本計画の基本目標＞

基本目標1：地域における子育て支援体制の構築

地域での子育て支援の環境を整えるために、こどもの居場所の確保や、子育て支援のネットワークの構築等を図っていきます。また、保育士等の資質・能力の向上等、必要な支援を実施していきます。

基本目標2：仕事と生活との両立の推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するために、必要な保育サービスの確保に努めつつ、各関係機関と相互に連携しながら、労働環境と社会環境を整えるための取組を進めていきます。

基本目標3：親子の健康の確保及び増進

子育てを取り巻く環境の変化の中で、心身ともに健康を保つことができるよう、親とこどもの両者を支援していくため、幅広い世代へ向けた健康づくりへの取組を実施していきます。

基本目標4：健やかな成長を育む教育環境の整備

こどもたちの健全な育成を家庭や地域全体で見守り支えていくために、家庭や地域社会の子育て力を向上させ、健やかな成長を育む教育環境の整備に取り組んでいきます。

基本目標5：こどもの安全を確保する環境の整備

こどもが巻き込まれる犯罪や交通事故をなくすために、こどもの安全を地域全体で見守ることができるよう、地域と連携した防犯体制づくり、こどもを災害から守る防災対策に取り組んでいきます。

基本目標6：誰もが安心して子育てできる体制の整備

誰もが安心して子育てすることができるために、支援を必要とするこどもや家庭の問題を早期に見出す等、関係機関や関連施設等と連携しながら支援体制の整備に努めます。

(3) 成果指標の設定

本計画では、計画期間での取組の成果を客観的に測定する指標として、「市民満足度調査」の全47調査項目中、こども・子育てに関連する14項目で設定します。「市民満足度調査」では、各施策について以下の6段階で評価を聞いています。

6:非常に満足 5:満足 4:やや満足 3:やや不満 2:不満 1:非常に不満

これまで、本市が毎年実施する「市民満足度調査」の全47調査項目中、こども・子育てに関連する14項目を評価項目とし、前期計画策定時(平成30年度)の調査結果から、以下の6段階評価のうち、「6:非常に満足」、「5:満足」と回答した人の割合を【前期計画策定時の基準値】とし、この値が年 0.5%、計画期間の5年で2.5%上昇するものと見込み【目標値】として設定しておりました。

しかし、現状での目標達成が困難であることから、令和5年度で得られた満足値を【基準値】として、年 0.5%、本計画終了年度(令和7年度)まで2年で1%上昇するものと見込み、【目標値】をあらためて設定しました。

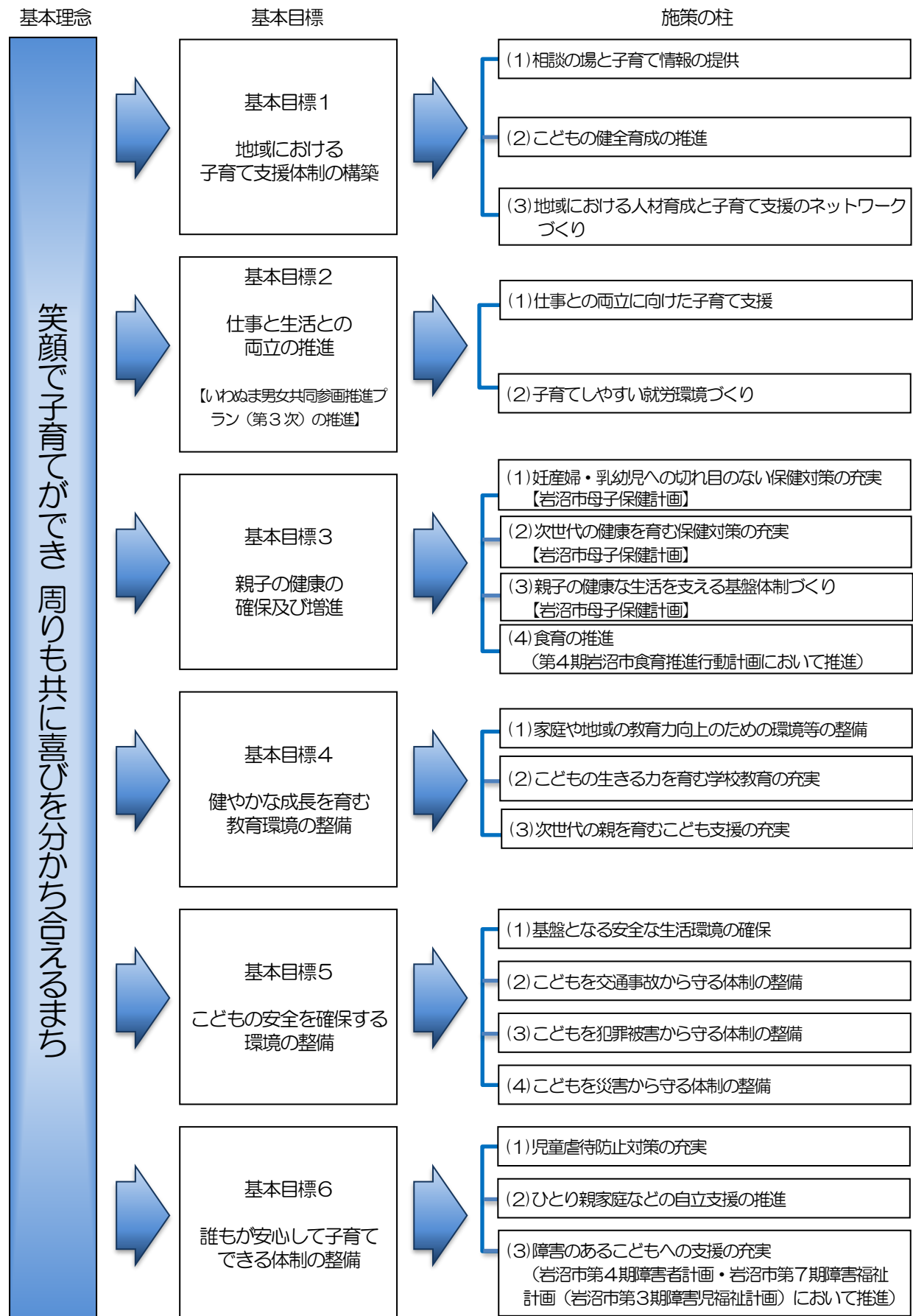
なお、第3期 岩沼市子ども・子育て支援事業計画は、令和8年度から、今後策定予定の岩沼市こども計画に盛り込むこととするため、令和8年度以降の成果指標については、こども計画の中であらためて設定するものとします。

■ 成果指標

単位：％

項目 No.	関連 基本目標	評価項目	回答割合		R5 満足値 【基準値】	成果指標 【目標値】
			非常に満足	満 足		
1	1・2・3	子育て支援の充実	4.07	23.25	27.32	27.59
2	1	情報交流を支える環境づくり	2.76	28.46	31.22	31.53
3	1	社会活動支援体制の充実	1.46	19.19	20.65	20.86
4	2	男女共同参画社会の推進	1.30	13.82	15.12	15.27
5	2	保育サービスの充実	3.41	25.20	28.61	28.90
6	3	母子保健サービスの充実	4.23	23.74	27.97	28.25
7	4	家庭教育の充実	1.79	17.40	19.19	19.38
8	4	学校教育の充実	1.95	20.49	22.44	22.66
9	5	公園・緑地の整備	3.09	20.49	23.58	23.82
10	5	子どもの安全確保の充実	3.74	25.04	28.78	29.07
11	5	防犯対策の充実	1.63	21.95	23.58	23.82
12	5	防災対策の充実	2.93	26.99	29.92	30.22
13	6	市民生活への支援	2.44	17.89	20.33	20.53
14	6	障害者福祉の充実	2.93	21.46	24.39	24.63

2 計画の体系



施策の展開



第5章 施策の展開

1 基本目標1：地域における子育て支援体制の構築

【第3期次世代育成支援行動計画及び第1期子ども・子育て支援事業計画での取組状況】

市内全保育所(園)では、園庭開放を継続し、季節ごとの行事には地域に参加を呼び掛けたことによって、高齢者や親子の交流がありました。また、「放課後子ども教室」において、地域ボランティアにより世代間交流ができています。

子育て支援ネットワークづくりでは、子育て支援団体の交流会、絵本読み聞かせサークルの連絡会を実施し、関係機関や団体との情報交流の場を設けるとともに、子育て支援関連情報の周知等を行いました。

また、人的資源、社会資源である読み聞かせの会や、ジュニア・リーダーなどが活躍し、地域活動を支援しています。

【施策の概要】

子育てを取り巻く生活環境の変化に伴い、子育ての孤立化や子育てに対する不安感の高まり等、子育て支援ニーズが多様化する中で、こどもや子育て家庭の置かれた状況に応じた、きめ細かな支援策が求められています。

そのため、デジタル技術を活用する等、子育て家庭への情報提供や支援の利便性の向上に努めるとともに、こどもの居場所の確保、子育て支援者の育成や子育て支援のネットワークの構築等を図っていきます。

< 施策の柱 >

< 施策の展開 >

(1) 相談の場と子育て情報の提供

- 1 民生委員・児童委員、主任児童委員との連携
- 2 人的資源、社会資源の活用
- 3 子育て家庭への情報提供・支援
- 4 教育・保育に関する専門性を有する人材の育成

(2) こどもの健全育成の推進

- 5 こどもの居場所(遊び場)の確保
- 6 世代間交流・体験の推進
- 7 親子ふれあい絵本事業
- 8 家庭児童相談事業
- 9 こどもの社会参加の推進
- 10 地域で欠代を担う親育ちの環境づくり
- 11 児童手当事業

(3) 地域における人材育成と子育て支援のネットワークづくり

- 12 子育て支援団体への情報提供・支援
- 13 子育て支援活動の場の確保の支援
- 14 子育て支援者の育成・支援
- 15 支援団体(者)の交流推進
- 16 育児サークル自主活動の活性化

(1) 相談の場と子育て情報の提供

【第3期次世代育成支援行動計画及び第1期子ども・子育て支援事業計画での取組状況】

民生委員・児童委員との連携も取れ、人材活用もなされていますが、今後の活動の充実が課題となっています。

また、情報環境の変化が著しいため、新しいメディア等を考慮した情報提供の在り方等、現在の情報提供に加えて、更なる情報伝達手段の検討も課題として挙げられています。

＜取組の成果＞

- ・関係機関と民生委員・児童委員とは必要に応じた連携が取れる関係を構築できている。
- ・こうのどりの干屋さん事業は、平成30年度末までの訪問件数819件となった。身近な地域の育児経験者と話をすることで、育児に関する不安や悩みを軽減できたようである。
- ・Happy チャイルドカレンダーは、ターゲットになっている世代に浸透してきていると考えられる。

＜今後の課題等＞

- 支援者側の更なるスキルアップが必要である。
- こうのどりの干屋さん事業の訪問ボランティアが年々減ってきている。支援者の養成が必要である。
- 子育て家庭及び子育て支援者に対して情報提供するために、新たな情報伝達手段がないかの検討が必要である。

【施策の展開】

孤立する母親の育児に関する不安や悩みに身近な地域の育児経験者が寄り添い、保護者の育児に関しての不安や悩みを軽減していくことが必要です。

そのため、本市では、子育て支援に関する情報を子育て家庭に提供したり、こうのどりの干屋さん事業等を展開したりする中で、小学校区ごとに設置した子育て支援センターを活用し、充実した子育て生活が送れるような支援に努めます。また、^{※)}ICTを活用した子育て支援サービスの普及促進や相談等の利便性の向上を図ります。

※) ICT：インフォメーション&コミュニケーション テクノロジーの略。情報や通信に関する技術の総称。

No.	事業名	事業内容	取組の方向
1	民生委員・児童委員、主任児童委員との連携 [社会福祉課]	担当地区における民生委員・児童委員、主任児童委員との連携を図り、こどもの健全育成を推進する活動への支援に努めます。	○民生委員児童委員協議会の定例会等で子育てに関する情報提供を行います。 ○相談対応方法等の研修を開催し、スキルアップを図ります。
2	人的資源、社会資源の活用 [生涯学習課]	読み聞かせの会やジュニア・リーダーなど人的資源を各地区の子ども会行事等に派遣することにより、地区活動を支援します。	○OPTA、町内会などの地域資源と連携し、福祉・教育関係などの各種社会資源を活用しながら、その活動機会の充実に努めます。 ○現状の事業も継続しながら、関係機関と連携し、事業の充実に努めていきます。
3	子育て家庭への情報提供・支援 [子ども福祉課] [健康増進課] [子育て支援センター]	子育て支援に関する情報の充実を図るために、子育て家庭に対する情報提供に取り組めます。 また、保護者の育児に関する不安や悩みに身近な地域の育児経験者が寄り添い、保護者の育児に関しての不安や悩みを軽減し、母親の孤立防止に努めます。	○「子育てガイドブック」や「Happy チャイルドカレンダー」、保育所(園)、児童館(センター)だよりや、市広報紙、などの子育て情報紙の作成・配布による、子育てに関する情報提供を行います。 ○ホームページや岩沼市公式LINE、子育てアプリ「いわぬま i キッズアプリ」等、ICTを活用し、岩沼市健康増進課だより「ROCSWA(ロクスワ)っこ」等の子育て情報や子育て支援サービス、相談窓口の情報発信を推進します。 ○「子育てワークショップ」講座やサロンの開催を推進します。 ○このとりの干屋さん事業の中で、ボランティアと協働で、出産後間もない母親のもとへ訪問し、手づくりカードや子育て支援情報を届け、今後充実した子育て生活が送れるように支援していきます。 ○各小学校区に設置した子育て支援センターにおいて、保護者に寄り添った相談支援を行います。
4	教育・保育に関する専門性を有する人材の育成 [子ども福祉課]	中堅職員が将来的に指導的役割を担えるよう、既存の研修を活用しながら、現行の専門職による※スーパーバイズ事業等を実施していきます。	○幼児教育・保育の質の向上のために、教育・保育に関する専門性を有するアドバイザーの確保と職員の育成に努めます。

※) スーパーバイズ：対人援助職の専門性や質の向上のためにアドバイスや指導を行い、専門家としての熟成を図る援助過程。

(2) こどもの健全育成の推進

【第3期次世代育成支援行動計画及び第1期子ども・子育て支援事業計画での取組状況】

各事業ともに着実に実施されており、市民からの評価も高くなっています。遊び・生活の場の確保についても、児童館（センター）や放課後児童クラブ分室等が拠点として利用されています。

課題としては、こどもの拠点として開放されている施設について、中高生への周知の低さが挙げられています。

また、課題として人材不足が挙げられており、保育士の不足のほか、家庭児童相談も複雑化する相談内容と相談件数が増加している状況にあります。

＜取組の成果＞

- ・保育所（園）の園庭開放を通し、地域の親子の遊べる場所として親しまれている。
- ・放課後子ども教室は、こどもたちの放課後の安全・安心な居場所づくりという点で保護者からも好評である。
- ・放課後児童クラブの利用児童の増加に伴い、クラブ室の増築を行い、1～3年生までの希望者は全員受け入れている。
- ・家庭児童相談員2名体制で各種相談、支援を実施している。

＜今後の課題等＞

- 保育士不足により、量や質において充実させることが難しい。
- 中高生の居場所として既存施設の有効活用法について検討が必要である。
- 相談対応件数が増加し、また、内容も複雑化し支援も長期化している。

【施策の展開】

共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「新・放課後子ども総合プラン」に基づきながら、放課後児童クラブと放課後子ども教室「のびやか教室」を今後も一体的に推進していく必要があります。

No.	事業名	事業内容	取組の方向
5	こどもの居場所（遊び場）の確保 [子ども福祉課] [学校教育課] [産業振興課] [まちづくり政策課]	こども自身が健やかに育つことができ、また、こどもの成長に配慮した環境づくりを推進します。 保育所（園）の園庭開放や、児童館（センター）や放課後児童クラブ、放課後子ども教室により、こどもたちの集まる場を提供し、こどもの健全育成に	○各小学校の教室を活用した「放課後子ども教室」の開催など、公共施設の利用・活用を図ります。 ○放課後児童クラブや、児童館祭りの開催による事業の充実に努めるとともに、中学・高校生までの生徒が利用しやすい環境づくりの取組に努めます。

No.	事業名	事業内容	取組の方向
	[都市計画課]	努めます。 市地域活動子育て支援団体活動補助金交付や、遊びの内容によって必要に応じ公園の使用許可等を行い、身近で安心して遊べる場の確保に取り組めます。	○市民交流プラザでの小学生から高校生までの児童・生徒が交流しやすい環境づくりの取組に努めます。 ○NPO法人等と連携しながら、家庭の事情等により地域で支える必要のある児童について、放課後の居場所づくりを支援します。 ○ハナトピア岩沼の令和8年度のリニューアルオープンに向けた整備を行います。
6	世代間交流・体験の推進 [子ども福祉課] [生涯学習課]	地域と連携し、保育所(園)児童館(センター)等での世代間交流、異年齢交流を推進します。	○学校での放課後子ども教室などによる体験学習、保育所(園)への交流訪問、祖父母参観日などを実施します。 ○また、地域と連携し、子ども会活動や各種行事の開催による、世代間でのふれあいの仕組みづくりを推進します。
7	親子ふれあい絵本事業 [子育て支援センター]	絵本を通して豊かな心を育み、親子の絆をより深めるきっかけとなるよう絵本の交付を行います。	○絵本については、絵本選定委員会を定期的に開き、見直しを行います。 ○また、市内各地に出向き、「おはなしキャラバン」を開催していきます。保育所に出向く回数を増やし、より多くのこどもたちに絵本に親しんでもらう機会としていきます。
8	家庭児童相談事業 [子ども福祉課]	家庭児童に関する相談を受け、専門的なアドバイスを行うことにより、児童福祉の向上を図ります。	○家庭児童相談員を必要数確保し、今後も子育て家族に寄り添いながら、相談に対応していきます。
9	こどもの社会参加の推進 [子ども福祉課] [生涯学習課]	放課後児童クラブや放課後子ども教室の中で、こどもの社会参加を推進します。	○放課後児童クラブや放課後子ども教室を、地域ボランティア等の協力を得て実施し、こどもの社会参加を推進します。
10	地域で次代を担う親育ちの環境づくり [生涯学習課]	市内小学校の就学時健診時に、ワークショップ形式の「子育て、親育ち講座」を実施します。	○家庭教育や子育てに関する「子育て親育ち講座」の開催を通じて、子育てに関する具体的な支援方法を学習するとともに、各関係機関の連携体制を構築し、地域で次代を担う親育ちの環境づくりに取り組めます。 また、より多くの関係機関で実施できるよう、学校に呼び掛けるとともに、支援チームの研修を強化し、活動の幅を広げていきます。
11	児童手当事業 [子ども福祉課]	こどもを養育する家庭の生活の安定と次代を担うこどもの健全な育成を図るため、児童手当の支給を行います。	○制度に則り、適正な支給を継続していきます。

(3) 地域における人材育成と子育て支援のネットワークづくり

【第3期次世代育成支援行動計画及び第1期子ども・子育て支援事業計画での取組状況】

平成 27 年度より、支援者交流会を実施し、情報交流の場を設けることで子育て支援のネットワークを拡大することができました。また、Happy チャイルドカレンダー、ファミリー・サポート・センターの情報新聞「さぽーと i」、「子育てガイドブック」、市のホームページなどにより、子育て支援に結び付く情報提供活動を実施しています。

課題としては、子育て支援ネットワークを地域全体に広げ、地域全体で子育て支援を行う体制の構築が挙げられています。

＜取組の成果＞

- ・支援者交流会を平成 27 年度より実施し、情報交流の場を設けた。また、絵本読み聞かせ団体との打ち合わせを定期的に行い、ネットワークを広げることができた。
- ・子育て応援者養成講座受講者が、平成 29 年度より増え、平成 30 年度には、146 人の登録者となり、支援者増につながった。

＜今後の課題等＞

- 引き続き子育て応援者の養成と、地域全体で子育てを支えて行くネットワークの構築が必要である。
- 子育て応援者養成講座受講者数の増加、又は、維持のために、講座開催の周知方法の検討が必要である。

【施策の展開】

ライフスタイルや価値観が多様化した状況にあつては、公的な取組だけでなく、市民の自主的な子育て支援活動が協働し、地域全体として重層的な子育て支援のネットワークを広げていく必要があります。

そのため、本市では子育て支援のネットワークの構築と拡大が重要であるとの認識のもと、子育て支援に関わっている関係機関や団体等が情報提供や収集ができる機会をつくることで、子育て支援体制の強化に努めます。

また、子育て支援者を充実していくための人材の確保として育児経験豊かな主婦等を中心とした人材の養成など、地域の人材の効果的な活用に取り組めます。

No.	事業名	事業内容	取組の方向
12	子育て支援団体への 情報提供・支援 [子育て支援センター]	子育て支援団体の活動を支援するために、子育て支援団体に対する情報提供に取り組めます。	○子育て関係機関・団体へのメールやファックスなどによる情報提供を行います。

No.	事業名	事業内容	取組の方向
13	子育て支援活動の場の確保の支援 [子育て支援センター]	南部地区総合福祉プラザなどの福祉関係施設で、子育て支援団体やサークル活動を行う場を提供し、子育て支援活動の充実を図ります。	○子育て支援活動の活性化を図るため、活動の場の確保について、積極的に支援します。 ○子育て支援の機関・団体・サークル(子育て・ボランティア等)が相互に情報交換を行いやすい環境の整備を推進します。
14	子育て支援者の育成・支援 [子育て支援センター]	地域における子育て支援活動を行うボランティア養成を目的とした「子育て応援者養成講座」を実施します。	○「子育て応援者養成講座」の周知を広報紙・ホームページ・SNS等で行い、人材の育成・確保に努め、子育て応援者の活動に必要な支援を行います。 ○講座修了者の中で、活動していない方にも、スキルアップ講座の案内を行い、支援者として活動していただけるようサポートしていきます。 ○地域で活動する子育てサークルなど子育て応援者が活動参画しやすい環境づくりのために、サークル活動の研修会や講演会などのスキルアップ講座を開催し、活動の促進を図ります。
15	支援団体(者)の交流推進 [子育て支援センター]	支援者の活躍の場を広げるとともに、支援の質の向上を目的として、子育て支援団体の情報交流の場の充実を図ります。	○子育て応援者(子育てサポーター)の養成・登録・活用等を推進し、地域全体で子育てを支えていけるようなネットワークの構築に努めます。 ○子育て支援者交流会の開催によって、子育て支援の機関、団体、サークルの情報交流の場づくりの充実を図り、組織の活性化を図りつつ関係機関や学校、地域社会と連携しながら子育て支援体制づくりに努めます。
16	育児サークル自主活動の活性化 [子育て支援センター]	育児サークルの自主活動の情報交流の場をつくり、育児サークルの活性化に努めます。	○子育て支援育児サークルの自主活動の場として、全ての小学校区に設置された子育て支援センターについて一層の周知を図ります。

2 基本目標2：仕事と生活との両立の推進

【第3期次世代育成支援行動計画及び第1期子ども・子育て支援事業計画での取組状況】

市ホームページに男女共同参画推進条例及び基本計画を掲載し、男女共同参画の意識向上に努め、男女共同参画週間について広報に掲載し、啓発に努めました。

また、子育てしやすい就労環境づくりのために、事業所内保育施設設置の実施を検討する事業所に対し、新設された企業主導型保育事業を含め、補助制度等の必要な情報の提供を行ってきました。

【施策の概要】

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、労働環境と社会環境が整って初めて可能となります。地域の実情に応じ、自らの創意工夫の下に、宮城県、地域の企業、労働者団体、宮城労働局、子育て支援活動を行う民間団体等と相互に協力し合いながら、地域の実情に応じた取組を進め、働きながらも充実した子育てができるように、労働環境も含めた子育てを支援する環境づくりを進めていきます。

岩沼市男女共同参画推進条例及びいわぬま男女共同参画推進プランに基づいて仕事と生活との両立を推進していきます。

< 施策の柱 >

（１）仕事との両立に向けた子育て支援

< 施策の展開 >

- 17 男性の子育てへの参加促進
- 18 保育サービスの充実
- 19 多様な保育ニーズへの対応

（２）子育てしやすい就労環境づくり

- 20 労働時間短縮の啓発
- 21 フレックスタイムや在宅就労などの就労形態の多様化への働き掛け
- 22 育児休業制度の普及啓発と取得促進に向けた働き掛け
- 23 再雇用制度等への働き掛け
- 24 家庭と仕事の両立支援に向けた環境づくりへの啓発活動の充実

(1) 仕事との両立に向けた子育て支援

【第3期次世代育成支援行動計画及び第1期子ども・子育て支援事業計画での取組状況】

男女共同参画基本計画に基づいて事業が実施されています。

家事・育児・介護など家庭生活の全般にわたる性別役割分担意識の軽減と、男女共同参画の視点に立つ豊かな家庭生活の実現を目指し、男女共同参画の考え方に関する広報・啓発に努めましたが、広く啓発を進める効果的な手法について検討が必要です。

固定的な性別役割分担意識にとらわれない男女平等の視点に立った意識を培うため、家庭教育をはじめ、学校教育や社会教育における男女平等教育の更なる推進が必要です。

また、東日本大震災により被災しプレハブで運営していた東保育所が、平成31年に移転・開設しましたが、保育を必要とする家庭からの多様なニーズに即した更なる保育サービスの確保が課題です。

<取組の成果>

- ・市ホームページに、「職場における子育て支援～仕事と家庭の両立のために～」について情報提供を図るため、厚生労働省のホームページを紹介している。
- ・子育て支援センターと連携し、一時預かり事業や認可外保育施設、幼稚園などの情報を提供し、仕事と子育ての両立に向けた働き掛けを行ってきた。
- ・子育て親育ち講座を開催し、育児についてのワークショップ形式の講座の中で、男女共同参画の視点での啓発を行っている。
- ・保育施設の定員増を図った。

<今後の課題等>

- ホームページでの情報提供に留まっており、周知方法についての検討が必要である。
- 男女共同参画の継続した啓発活動が必要である。
- 保育施設の定員を増員したが、待機児童が発生しており、更なる保育サービスの確保が必要である。

【施策の展開】

女性の就業率の上昇は、男性の子育て参加を促し、子育て支援の在り方も、母親を対象とするだけでなく多様な支援が求められています。価値観の多様化等により、多様な働き方が生まれている現在、家族ぐるみ・地域ぐるみ・企業ぐるみで、仕事と子育ての両立の実現に向けて、取り組んでいかなければなりません。

また、保育サービスなどの子育て支援サービスを充実させ、仕事と生活の両立のための体制を整備していきます。

No.	事業名	事業内容	取組の方向
17	男性の子育てへの参加促進 [子育て支援センター]	子育て支援センター等で、男性の子育てへの積極的参加について啓発していきます。	○子育て支援センター等で、父も母も子どもと一緒に遊ぶイベントを開催し、男性でも参加しやすい雰囲気づくりを行っていきます。
18	保育サービスの充実 [子ども福祉課]	育児休業明けの保育所(園)の入所が進むよう、保育所等の空き枠を公開し、施設選びが円滑にできる環境を保持します。	○市のホームページで保育所等の空き枠を公開し、随時更新します。
19	多様な保育ニーズへの対応 [子ども福祉課]	一時預かり事業や、病児保育事業、延長保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等を実施します。	○現在の体制を維持しつつ、多様な保育ニーズへ対応できるよう一時預かり事業(一般型)について、1施設で6か月児からの受け入れを開始します。また、病児保育拡充について検討します。

(2) 子育てしやすい就労環境づくり

【第3期次世代育成支援行動計画及び第1期子ども・子育て支援事業計画での取組状況】

就労環境づくりについては、課題解決に向け、企業や団体等への具体的なアプローチには至っていない状況にあります。

企業内における人手不足等により、子育てしやすい就労環境の構築が困難になっています。

ファミリー・サポート・センターの会員は増えていますが、こどもを預かる「協力会員」が少なく、安心して就労できる環境の整備が課題となっています。

< 取組の成果 >

- ・就労支援については、ハローワーク仙台と連携し、市内企業とのマッチングの場を年に1回実施した。
- ・ファミリー・サポート・センターの会員は、年々増え平成30年度会員数223人、活動件数289件となった。

< 今後の課題等 >

- 企業と求職者のマッチングが難しく、就労につながりにくい。
- こどもを預かってほしい「依頼会員」が増えているが、預かっていただく「協力会員」が少なく、預かりの時間帯等の条件が合わず依頼をお断りするときもある。

【施策の展開】

出産・育児のために仕事を中断した場合でも、同じ企業に再雇用できるような就労環境になるよう、企業に対する啓発など、より一層の協力を働き掛けます。また、育児休業を取得する際、現時点で保育施設を利用している子が引き続き保育施設を使い続けることができるよう、育児休業取得による保育施設退所の撤廃や、慣らし保育期間の上限を1か月から2か月にするなど、育児休業から社会復帰しやすい環境づくりを引き続き行っていきます。

No.	事業名	事業内容	取組の方向
20	労働時間短縮の啓発 [産業振興課]	市内の事業所を対象に、労働時間短縮を促進するための働き掛けを行います。	○国・県の普及パンフレットや資料の配布などにより週 40 時間労働制に関する啓発・広報活動に努めます。
21	フレックスタイムや在宅就労などの就労形態の多様化への働き掛け [産業振興課]	市内の事業所を対象に、家庭と仕事の両立を図り、ゆとりある生活が送れるよう、フレックスタイム制や子育て期の短時間勤務、在宅就労など多様な就労形態の導入への働き掛けに努めます。	○「職場における子育て支援～仕事と家庭の両立のために～」についての情報提供を図るため、市ホームページに厚生労働省のホームページを紹介していきます。
22	育児休業制度の普及啓発と取得促進に向けた働き掛け [産業振興課] [子ども福祉課]	事業主を対象に、育児休業制度に関する広報・周知に努めるとともに、育児休業の取得や職場復帰がしやすい環境の整備、育児休業給付制度の適切な運用についての広報・周知に取組みます。また、保育施設の運営においても、育児休業を取りやすい環境づくりに努めます。	○「職場における子育て支援～仕事と家庭の両立のために～」についての情報提供を図るため、市ホームページに厚生労働省のホームページを紹介していきます。 ○育児休業を取得する時点で保育施設を利用している子が、育児休業中も継続して利用できるよう育休を取りやすい環境づくりに引き続き努めます。 ○保護者が育児休業からゆとりをもって社会復帰できるよう慣らし保育期間の上限を1か月から2か月に延長します。
23	再雇用制度等への働き掛け [産業振興課]	事業主などに、育児休業など各種制度の定着と利用しやすい環境づくりを促すとともに、再雇用制度の導入などに関する啓発活動を推進します。	○フレックスタイム制、短時間勤務制度などの柔軟な勤務体制の導入を働き掛ける一方で、求人制限廃止などの啓発を行い、再就職の機会拡充を図ります。 ○ハローワーク仙台と連携し、市内企業とのマッチングの場を提供していきます。 ○仙南地域職業訓練センターによる講習等の情報提供をポスターの掲示、チラシの配布を通じて行っていきます。
24	家庭と仕事の両立支援に向けた環境づくりへの啓発活動の充実	仕事と家庭の両立についての啓発を図る他、事業所内保育室設置等の周知に努めます。 また、子育て支援センターによるファミリー・サポート・センターについて	○「職場における子育て支援について～仕事と家庭の両立のために～」についての情報提供を図るため、市のホームページに厚生労働省のホームページを紹介していきます。

No.	事業名	事業内容	取組の方向
	[産業振興課] [子ども福祉課] [子育て支援センター]	広報紙などによる周知を図り、子育て 家庭の就労などを支援します。	○事業所内保育室設置を検討する事業所に対 対し、企業主導型保育事業を含め、補助 制度等の必要な情報を提供し、働き掛け を行っています。 ○「ファミリー・サポート・センター活動必須 講座」の周知を行います。また、「協力会 員」の確保に努めるとともに、交流会を開 催し、会員同士が悩みや喜びを共有する 場を創出します。 ○仕事と子育ての両立支援として、第2子以 降児童の幼児教育・保育料無償化を継続 します。

3 基本目標3：親子の健康の確保及び増進

【第3期次世代育成支援行動計画及び第1期子ども・子育て支援事業計画での取組状況】

平成30年5月から新規事業として、産婦健康診査事業、産後ケア事業を実施し、産後間もない時期の母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身のセルフケア能力を育み、産婦及びその家族が健やかな育児ができるよう環境整備を図りました。

心の健康については、心の健康相談、思春期相談、引きこもり相談の情報提供を実施し、個別に電話相談、面接、訪問による相談・支援を行いました。

食育では、「いわぬま食育ウィーク」(毎年11月)を、全ての保育所(園)・小中学校を含む市内で実施しました。また、各種レシピ集を活用した料理教室、地域での講座等で健康食を普及しました。

【施策の概要】

子育てを取り巻く環境の変化は、親子にストレスを与えることもあるため、心身ともに健康を保つことができるよう、親と子どもの両者を支援していくことが重要になってきます。

子どもの成長に伴い、環境や抱える悩みも異なってくるため、幅広い世代へ向けた健康への取組を実施していきます。

＜施策の柱＞

＜施策の展開＞

(1) 妊産婦・乳幼児への切れ目のない保健対策の充実(岩沼市母子保健計画)

25 健康づくりの支援
26 支援体制の充実
27 各種サービスのコーディネートの実施
28 妊娠・出産期における健康づくりの支援
29 新生児、産婦の健康管理

(2) 次世代の健康を育む保健対策の充実(岩沼市母子保健計画)

30 豊かな心づくり
31 健やかな体づくり

(3) 親子の健康な生活を支える基盤体制づくり(岩沼市母子保健計画)

32 小児医療の確保
33 健康に対して自己管理できる知識の啓発
34 安心して医療や相談を受けられる環境整備

(4) 食育の推進
(第4期岩沼市食育推進行動計画において推進)

35 食育啓発
36 食べる力を育むための環境
37 地場産品を生かした給食・調理実習などによる食育の推進
38 生産者、事業者との連携による食育啓発

(1) 妊産婦・乳幼児への切れ目のない保健対策の充実

【第3期次世代育成支援行動計画及び第1期子ども・子育て支援事業計画での取組状況】

概ね良好に推進されており、平成27年4月からは、妊娠・子育て相談窓口として保健センターに「岩沼市子育て世代包括支援センター」を設けました。健康づくり、子育て支援環境の整備、育児相談など充実した取組となっています。

課題としては、子育てに不安を感じたり、悩みを抱え込んでしまう保護者が増えており、より安心して子育てができるための支援体制と、正しい情報を確実に受け取れる仕組みの構築が求められます。

乳幼児健診未健児は養育支援の必要な家庭の児童であることが多いため、乳幼児健診未健児対策を強化しています。

また、県で実施している特定不妊治療費助成事業への上乗せ助成を実施し、不妊治療に対する経済的負担の軽減に取り組んでいます。

＜取組の成果＞

- ・乳幼児健診受診率は96～100%で推移している。産婦健診・産後ケア事業により、産後の母の心身の健康の保持増進にも寄与している。
- ・令和元年度からスタートした子育てアプリは令和元年10月末現在登録者数は250件となっており、乳幼児健診や予防接種等の情報発信のツールになっている。

＜今後の課題等＞

- 支援が必要な家庭を早期に把握するため、乳幼児健診未健児対策をより一層強化していくことが必要である。
- 情報発信ツールである子育てアプリの登録や使い方について周知し、広く普及に努めることで、子育て情報や相談窓口へつながりやすい環境づくりに取り組むことが必要である。

【施策の展開】

産前産後の母親は肉体的・精神的に大きな負担があります。この大きな負担を軽減するため、支援体制をより一層強化していきます。

妊娠・出産や子育てに関する悩みを抱え込むことなく、こどもをもちたいと願う人が安心して産み、安心して育てることができるよう、妊娠期から切れ目のない支援を一層充実させるため、こども家庭センターを設置し包括的な相談支援に取り組めます。

また、乳幼児への切れ目のない母子保健の提供のため、社会性発達の評価、発達障害等の^{※)}スクリーニング、健康の保持及び増進を目的とした、5歳児健診を実施します。

※) スクリーニング：母集団から対象を選び出すこと。

No.	事業名	事業内容	取組の方向
25	健康づくりの支援 [健康増進課]	母子の健康推進を図るため、全てのこどもが各種乳幼児健康診査及び相談を受けられる体制の充実を図ります。 予防接種事業では、予防接種法に基づく定期予防接種を実施します。	○産婦健康診査を産後2週間目、産後1か月目に実施します。乳児健診(2か月児、8か月児)、乳幼児健診(3か月児、1歳8か月児、3歳6か月児)、歯科健診(2歳6か月児)を実施します。また、5歳児健診を実施します。 ○各種相談への対応として、乳児相談(すくすく教室)や乳幼児相談(ちびっこ相談)を実施します。また、「赤ちゃんホットライン」「ママの相談」として、電話や来所による乳幼児の育児に関する相談を実施します。 ○子育てアプリ「いわぬま i キッズアプリ」を操作方法も含め周知し、保護者が情報を入手しやすくなるように努めます。
26	支援体制の充実 [健康増進課] [子ども福祉課]	不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図ります。 こどもと母親の健康の保持ときめ細やかな子育て支援体制の充実を図ります。	○不妊検査費・治療費を助成します。 ○妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援事業を組み合わせ妊娠期からの切れ目ない支援を行います。 ○若年妊娠や精神疾患等の、妊娠・出産に関して支援が必要と思われる方等を対象に、訪問等による必要な支援を行います。 ○こども家庭センターを設置し、妊娠期からの切れ目ない包括的な相談支援体制を整備します。 ○生後1か月前後の児と母親を対象に、助産師等の訪問支援を行うとともに、母親が悩みを抱え込まないよう、相談事業を実施します。 ○乳幼児発達相談やことばの相談において、公認心理師など専門職の協力を得て、発達面や母子関係で配慮が必要な児について、保護者が適切な養育を行えるよう支援します。
27	各種サービスのコーディネート [健康増進課]	関係課、保育所(園)、幼稚園、すぎのこ学園、学校、保健所などと連携し、支援体制の充実を図ります。	○個々の支援や研修等の場で課題を共有し、コーディネートの充実を図っていきます。

No.	事業名	事業内容	取組の方向
28	妊娠・出産期における健康づくりの支援 [健康増進課]	妊産婦を対象に、保健指導や相談を実施し、安心して出産を迎え出産後も健やかに生活ができるよう、妊産婦の健康を保持・増進するよう努めます。 妊産婦健康診査に係る費用を助成し、妊娠期から健康を保持するための支援体制の強化に取組めます。	○母子健康手帳交付時に、助産師や保健師による相談を行い妊娠期からの妊婦等包括相談支援事業を行います。また、母子手帳交付時に、喫煙や受動喫煙、飲酒による胎児・乳幼児への影響等について啓発を行います。 ○妊産婦で継続的に支援が必要な場合は、助産師や保健師の訪問指導による健康管理など必要な支援を行います。 ○妊産婦健康診査受診票を交付し、健診の受診を支援します。さらに、医療機関による母親学級、両親学級の活用を推進します。 ○産後ケア事業を実施し、産婦等が医療機関等で専門スタッフによる必要なケアを受けることで、心身ともに健康に育児ができるよう支援します。また、希望するすべての方が利用施設等を選択し利用できるようにします。
29	新生児、産婦の健康管理 [健康増進課]	医療機関等との連携を図り、新生児や産婦の心身の健康管理に努めます。	○助産師や保健師による新生児・妊産婦訪問指導を行い、母子の健康管理や育児に関する相談支援を充実します。 ○支援を必要とする母子が適切な支援を受けられるよう、産科医療機関との連携を強化します。

(2) 次世代の健康を育む保健対策の充実

【第3期次世代育成支援行動計画及び第1期子ども・子育て支援事業計画での取組状況】

学童期・思春期から成人期に向けた保健対策については、主に相談と啓発活動を実施しており、相談については適切に対応すべく関係機関との連携による支援を実施してきました。啓発活動については、学校教育を中心に実施し、教育活動を通して指導しています。

心の成長に伴う支援は、特に思春期にはデリケートな問題となっており、支援が必要な子どもへのアプローチの方法が課題となっています。

また、次世代の親となる準備についても、思春期における性行動の低年齢化による問題等があり、啓発活動の継続と強化、情報が伝わる仕組みの検討、コミュニケーションの在り方等が課題となっています。

<取組の成果>

- ・関係機関連携の下、必要に応じ各種相談へつなげ、問題解決に向け支援を行った。学校からの相談件数が増加している。
- ・適切な支援機関につなぎ、こどもの自殺予防に努めた。
- ・次世代の親となる体づくりについては、現状把握を行うため、情報収集をした。

<今後の課題等>

- 自ら相談するなどのSOSを発信できない人も含め、支援が必要な人に情報が伝わる仕組みが必要である。
- 10代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の上昇、思春期における性行動の低年齢化による問題がある。効果的な支援方法の検討が必要である。

【施策の展開】

思春期の子どもたちをめぐっては、心身の著しい成長に伴う悩みや不安に加え、今日のめまぐるしい社会環境、価値観の変化に翻弄され、心身の不安定や生活習慣の乱れを来すケースも見受けられます。特に、10代の自殺や不健康やせ等の思春期の課題の重要性を認識した保健対策の充実が求められます。幅広い関係者が児童生徒の問題行動の未然防止や、自殺の兆候の早期発見等の取組等、児童生徒の心のケアのための相談体制の充実が必要です。

性に関する正しい知識を得ることの重要性を理解し、思春期のこどもの身体的・心理的状況の理解と行動の受け止めができる地域づくりを進め、学校保健等と連携し、思春期の心とからだの健康づくりや性教育、喫煙防止教育、薬物乱用防止教育を進めていきます。

No.	事業名	事業内容	取組の方向
30	豊かな心づくり [健康増進課] [社会福祉課] [学校教育課] [生涯学習課]	各関係機関が連携を図り、心の健康に関する相談や情報提供を行います。また、自殺予防に向けて地域の見守り体制づくりを推進します。 また、児童・生徒に対して、家族や友人等との関係性の中で、「自分を大切にすること」の重要性について指導していきます。	○心の健康相談などにより、電話、面接、訪問による相談・支援を行います。 ○悩みを抱える人に気付き、声を掛け、必要な相談につなげ、見守る「ゲートキーパー」を養成する講座を実施します。 ○宮城県の思春期相談(摂食障害・やせ症・不登校・引きこもりなど)の利用支援や青少年室等、各種相談事業の活用を図ります。〔育成相談・非行相談・養護相談等〕 ○全ての学校教育の中で、「自己の存在感」を確認できるよう指導の工夫を行うとともに、自他を認め合う環境づくりを心掛け、学校における道德の時間をはじめ教育活動の中で「自分を大切にすること」指導に取り組めます。
31	健やかな体づくり [健康増進課] [学校教育課]	二次性徴における心身の変化や性に関する正しい知識を身につけると共に、こどもたちが自身のことを大切に、ライフプランを自己決定できるよう支援します。 児童・生徒に対して、薬物についての学習機会を設け、薬物乱用の防止に取り組めます。 未成年者の喫煙や飲酒が健康に及ぼす影響について、正しく理解されるよう取り組めます。	○思春期保健事業において小中学生を対象に、二次性徴における心身の変化や性に関する正しい知識、親になることを含めたライフプランについて学ぶ事業を実施します。 ○小中学校の保健授業で、関係機関・団体と連携し、薬物乱用が健康に及ぼす影響についての知識の普及啓発に取り組めます。また、中学校では、「薬物乱用防止教室」を開催し、薬物乱用防止に取り組めます。 ○各児童館(センター)を利用している学童対象に「たばこの害」について、健康教育を行います。また、世界禁煙週間に合わせて、たばこの害を啓発するため庁舎のライトアップを実施します。

(3) 親子の健康な生活を支える基盤体制づくり

【第3期次世代育成支援行動計画及び第1期子ども・子育て支援事業計画での取組状況】

小児医療については、小児科の情報や予防接種に関する適切な情報提供を行いました。また、広域圏内において、小児救急医療体制が構築されています。

かかりつけ医を持つことが重要であることから、乳幼児保健講座(子育て講演会)や各種健診・相談で、かかりつけ医・歯科医をもつことを啓発しました。

かかりつけ医については、小児科は9割以上かかりつけ医がいますが、歯科では42.0%と半数以下に留まっており、歯科医のかかりつけをもつことの啓発に取り組んでいく必要があります。

また、救急時の対応方法については、不定期の講座開催ではなく、定期的に実施していくことが課題となっています。

＜取組の成果＞

- ・休日当番医等の初期救急を通して小児救急医療体制の確保に努めた。また、小児科の情報や予防接種に関する適切な情報提供、接種率の向上に努めた。
- ・緊急対応方法については、平成 27、29 年度に小児科医、消防署職員による講座を実施した。また、母子手帳交付時や乳幼児健診時等にパンフレットを用いて保健指導した。
- ・乳幼児保健講座や各種健診・相談で、かかりつけ医・歯科医を持つことを啓発(特に、平成 27 年度から、乳幼児保健講座(平成 30 年度より子育て講演会に名称変更)の 11 月開催分を歯科講話とし実施)。平成 29・30 年度は歯と口と健康のつどいでも啓発した。

＜今後の課題等＞

- 小児科の情報や予防接種に関する適切な情報提供、接種率の向上に努める必要がある。
- 今後も、こどもの急病時の対応や事故防止について、パンフレット等を用いて保健指導を実施し、更なる啓発普及に努める必要がある。
- 平成 30 年度の 3 歳 6 か月児健康診査の結果では、「かかりつけ医はいますか」の質問に対して、「ある」と答えた者が、小児科は 91.6%に対し、歯科は 42.0%と半数以下となっている。特にかかりつけ歯科医を持つことについて引き続き啓発に努める必要がある。

【施策の展開】

全てのこどもたちが安心して適切な医療サービスを受けることができるよう、県や広域圏・近隣市町、関係機関、医師会、歯科医師会などと連携し、かかりつけ医、かかりつけ歯科医を持つことをはじめ、小児医療や休日・夜間診療体制の維持を目指します。

また、保護者の経済的負担の軽減とこどもたちの保健福祉の向上を目的に、こどもの医療費助成事業を進めるとともに、養育医療や育成医療などに関する手続きを円滑に行い、こどもが必要とする適切な医療が受けられるよう取組めます。

No.	事業名	事業内容	取組の方向
32	小児医療の確保 [健康増進課]	医療資源の効果的活用の観点から、日中の一次医療は地域のかかりつけ医が担い、夜間休日の時間外診療は、広域的体制で対応していくことを保護者に周知していきます。 また、各種健診・相談において、かかりつけ医・歯科医を持つよう働き掛けを行います。	○小児科の情報や予防接種に関する適切な情報提供、接種率の向上に努め、養育医療や育成医療に関する手続きを円滑に行えるよう、必要な支援を行います。 ○各種保健事業で、かかりつけ医・歯科医を持つことを啓発していきます。また、各種健診・相談において、かかりつけ医・歯科医を持つよう働き掛けを行います。
33	健康に対して自己管理できる知識の啓発 [健康増進課]	各種保健事業において、こどもの急病時などの対応方法などについての指導と情報提供を行います。 宮城県で実施している「こども夜間安心コール」などの電話による相談窓口や、「こども救急ホームページ」などを通して、急病時の対応について情報提供するなど、広報・啓発に取り組めます。	○こどもの急病時の対応や事故防止に関し、啓発普及に努めます。 ○市の広報媒体などを活用して、電話による相談窓口の周知に努めます。 ○転入手続き時に、小児医療体制について「医療機関・介護サービスマップ」や「子育てガイドブック」などを使用して情報提供を行います。 ○母子保健に関する啓発及び事業を掲載している市健康増進課だより「ROCSWA(ロクスワ)っこ」を発行し、情報提供を行います。
34	安心して医療や相談を受けられる環境整備 [健康増進課] [社会福祉課] [子ども福祉課]	こどもの適正な医療機会の確保及び子育て家庭における経済的負担の軽減を図ります。	○これまでの事業内容を継続し、事業の充実を図っていきます。 ○こどもの医療費助成や未熟児に対する養育医療、育成医療(自立支援医療)など、必要な医療の給付を行います。

4) 食育の推進

【第3期次世代育成支援行動計画及び第1期子ども・子育て支援事業計画での取組状況】

食育については、各機関で通年を通して実施しています。毎年11月に実施している「いわぬま食育ウィーク」では、全ての保育所(園)・小中学校を含む、市内全域で同じテーマでの食育指導を展開しています。学校では、年間計画に基づき食育を実施しています。また、学校以外でも料理教室、農作業体験などによる体験学習も実施しています。

各啓発活動では、一過性のイベントに留まることなく、継続して実施するなど、長期的な対応が必要であるとの指摘もあります。特に、食生活の個別指導、相談においては長期にわたる指導が必要なケースが多くなっています。

また、生産者とのコミュニケーションは効果的で、生産者と子どもたちの両者に意欲の向上がみられますが、協力農家の開拓が課題となっています。

<取組の成果>

- ・食育啓発では、乳幼児健診や教室などで、食に関する指導、相談に対応し、食育を推進した。平成27～30年度実績 集団5,839件、個別2,525件。
- ・食べる力を育むための取組については、乳幼児健診や教室などで、親に対しても食に関する指導を行った。
平成27～30年度実績 2,649件。
- ・学校や保育所において生産者が作物の作り方などを講話することにより、子どもたちの食育や生産者の意欲の向上につながっている。

<今後の課題等>

- 乳幼児健診の個別指導、相談においては、長期にわたる指導が必要なケースが多い。
- 「パパとこどもの体験クッキング」は、子どもだけでなく、父親の食生活を見直す意識付けにつながられることを考え開催したが、参加者が少ない。
- 地産地消に協力してくれる新たな農家の開拓が難しい。

【施策の展開】

市民の生涯にわたる適切な食習慣の確立を目指して、生涯の各時期に応じた体系的な事業に取り組んでいます。

保護者や子どもが主体的に望ましい食習慣を確立できるよう、家庭での食育の啓発や、乳児期・保育期・学童期・思春期と、発達に応じた食に関する学習の機会や情報提供・体験学習を行うとともに、子どもも参加できる事業に取り組みます。また、子育て相談の中には、栄養・食生活に関する内容も多く、管理栄養士が対応し、保健師、歯科衛生士との連携を図って生活習慣の改善に努めていきます。

No.	事業名	事業内容	取組の方向
35	食育啓発 [健康増進課] [学校教育課] [子ども福祉課]	こどもの豊かな人間性の形成や心身の健全育成を図るため、乳幼児期からの正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着に努めます。	○乳児期・幼児期では、健診時での指導・支援、乳幼児相談などにおいて個別及び集団での栄養指導を行います。 ○郷土料理や四季折々の行事食を通し、古くから育まれてきた食文化の継承につなげていきます。 ○学童・思春期では、学校給食での地産地消や放課後児童クラブでの調理実習などを行い、食育の推進に取組みます。また、健康相談で食に関する知識や必要な食に関する指導を行うなど、食育の啓発に取組みます。
36	食べる力を育むための環境 [健康増進課] [学校教育課] [子ども福祉課] [産業振興課]	保育所(園)、児童館(センター)、健康増進課、学校における栄養、食生活、食の安全安心に関する情報発信、学習などを管理栄養士や栄養教諭等を中心に推進し、こどもの健康を保持・増進するための食育に取組みます。	○家庭においては、親と子の料理教室や農作業体験、保育所(園)での地産地消の親子クッキングの実施などを通じて、食べ物を大切にする心を育成します。 ○地域においては、食生活改善推進員による伝達講習などの開催や食育ボランティアの普及活動による食育を推進します。また、子どもたちに伝えたい「心をHOTさせる料理レシピ集」等を活用し、岩沼の健康食の普及に努めます。
37	地場産品を生かした給食・調理実習などによる食育の推進 [学校教育課] [子ども福祉課]	地場産品を活用し、保育所(園)・学校給食の献立や調理実習での使用などによる食育の推進に取組みます。 また、保育施設等にて3歳以上児への米飯無償提供を継続します。	○保育所(園)や、学校給食において、地場産品を提供していきます。
38	生産者、事業者との連携による食育啓発 [学校教育課] [子ども福祉課]	生産者、事業者との協力による見学、体験学習(調理実習や農業体験など)や食に関する講座を通して食育の啓発に努めます。	○これまでと同様に生産者、事業者に協力を依頼するとともに、各学校や保育所の要望に応じ、食育のための人材の紹介などを行っていきます。

4 基本目標4：健やかな成長を育む教育環境の整備

【第3期次世代育成支援行動計画及び第1期子ども・子育て支援事業計画での取組状況】

市内小学校の就学時健診時において「子育て親育ち講座」をワークショップ形式で実施しています。

放課後子ども教室では、放課後児童クラブと一体的な企画を実施し、創意工夫を凝らした活動が行われています。

また、学校支援事業で、歴史や昔の道具の学習、図書館の見学、総合学習での岩沼市総合福祉センターの訪問など、社会施設を活用した授業を実施しています。

【施策の概要】

こどもたちの健全な育成を家庭や地域全体で見守り、支えていくことが重要であるため、家庭や地域社会の子育て力を向上させ、健やかな成長を育む教育環境の整備に取り組んでいきます。

地域社会全体でこどもを見守り育てる仕組みづくりを目指し、岩沼ならではの豊かな自然環境を生かした教育などに取組、こどもの生きる力を育む機会を充実させていきます。

増え続けているこどもの虐待の防止には幼少期からの教育が重要であるとの観点から、「次世代の親」の育成においては、命の大切さや家庭を築くことの意義を学ぶ機会の提供に努めます。

< 施策の柱 >

< 施策の展開 >

(1) 家庭や地域の教育力向上のための環境等の整備

39 学校教育以外での学習支援の充実
40 地域の教育力の向上
41 スポーツ環境の整備
42 芸術文化環境の整備
43 図書館活動の充実
44 児童・生徒交流活動の充実

(2) こどもの生きる力を育む学校教育の充実

45 学びに向かう力・人間性等の育成
46 生きて働く知識・技能の習得
47 思考力・判断力・表現力の育成

(3) 次世代の親を育むこども支援の充実

48 家庭を築くことの意義の啓発
49 産み育てる情操の醸成
50 世代間ふれあい交流の機会創出

(1) 家庭や地域の教育力向上のための環境等の整備

【第3期次世代育成支援行動計画及び第1期子ども・子育て支援事業計画での取組状況】

概ね順調に取り組まれており、子育て力の向上のために、子育てに関する講座の開催などにより、家庭教育の支援に取り組んでいます。また、ジュニア・リーダー育成事業や世代間交流などを通じて、地域住民の活力を生かしたこどもの「生きる力」の育成に取り組むとともに、子育て応援者養成講座などによる地域で子育てを支援する仕組みづくりを推進してきました。

課題としては、学習支援では生活困窮世帯対象事業の周知の難しさ、体育施設については施設の老朽化に伴う改修が課題となっています。

児童交流事業では、交流機会の設定だけでなく、社会環境の変化に合わせた内容の検討が課題として挙げられています。

<取組の成果>

- ・こどもに対する学習生活支援事業の利用者の大半が高校に進学しているほか、居場所としての機能や悩み相談、保護者向けの面談を行い、一定の成果が出ている。
- ・課題となっていた陸上競技場については改修工事が終了し、市内外の利用者から大変喜ばれている。
- ・図書館では、読み聞かせボランティアの協力を得て、絵本や紙芝居などを使い、こどもが楽しみながら本に親しむ機会を提供している。子育て支援事業の「よみきかせ(おはなし会)」は好評を得ている。

<今後の課題等>

- 事業の性質(生活困窮世帯対象)から大々的な周知が難しいことから、真に必要としている世帯にどのように周知していくかが課題である。
- 陸上競技場以外の各体育施設については、建設から相当年数が経過している施設が多く、今後の改修が課題となっている。
- 児童交流事業については、事業の内容や必要経費など、時代に合わせて検討する必要がある。

【施策の展開】

家庭環境の多様化や地域社会の変化により、子育ての場である家庭や地域の子育て力が低下していると言われています。

家庭の子育て力の向上を支援するとともに、家庭が地域と接する機会を一層提供できるように、学校教育や各種公民館事業などを通じて、家庭と地域の教育力向上を目指します。

また、こどもの将来が生まれた環境に左右されることのないよう、学習支援を中心とした環境整備を図っていきます。

No.	事業名	事業内容	取組の方向
39	学校教育以外での学習支援の充実 [社会福祉課] [学校教育課]	地域や学校等の豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子の学習機会の充実を図り、また、低所得者向けの学習支援を通じて、貧困が世代を超えて連鎖しないよう必要な環境整備と教育の機会均等を図っていきます。	○課題を抱える家庭への訪問等を学校・福祉等と連携して行う仕組みづくりを検討していきます。 ○学校等の関係機関と連携を図りながら、SOSを適切な支援機関につなげます。 ○放課後、長期休業中の岩沼学び塾において児童・生徒の自学自習を支援します。
40	地域の教育力の向上 [生涯学習課]	こどもたちが自分で課題を見付け、自ら学び自ら考える「生きる力」を、学校や家庭及び地域社会が相互に連携しつつ社会全体で育み、地域教育力の向上を図ります。	○児童館(センター)、公民館などの福祉・社会教育施設を活用したこどもの活動を支援するとともに、親子交流による自然体験学習などの充実を図ります。 ○放課後子ども教室において、主任児童委員や地域ボランティアが主体的に関わり、昔遊びなどの指導を通じて、世代間の交流を推進します。 ○子ども会指導者・育成者研修の充実を図ります。 ○小中学校の授業において、社会教育施設の活用、各学校での授業開放施策の促進や、グリーンピア岩沼を活用した里山体験活動等の自然体験学習を推進し、学校と地域の連携を強化します。
41	スポーツ環境の整備 [生涯学習課]	誰もがスポーツに親しめるよう、その利用環境の整備に努めると同時に、スポーツ指導体制の整備を図ります。	○こどもの健全育成施設へのスポーツ推進委員の派遣活用や身体に障害を持つ方々と一緒にスポーツのできる場の提供に努めます。また、地域のニーズや障害者向けのスポーツ活動支援を積極的に取り組みます。 ○各体育施設の長寿命化計画を作成し、計画的に改修を進めていきます。
42	芸術文化環境の整備 [生涯学習課]	幼児・児童生徒を対象に、市民会館・文化事業協会・各公民館事業などが連携し、文化鑑賞や親子・こども参加の芸術文化事業・行事の推進に努めます。	○文化鑑賞や親子・こども参加の芸術文化事業・行事を継続して開催していきます。
43	図書館活動の充実 [市民図書館]	岩沼市子ども読書活動推進計画に基づき、こどものニーズを把握しながら、利用しやすい図書館づくりを進め、地域におけるこどもの読書活動を推進します。	○児童図書や子育て関連図書の整備に努めるとともに、親子・こどもを対象とした行事や教室の開催を推進します。 ○こども読書体験推進のため、関係団体やボランティアと連携し、事業の充実を図っていきます。
44	児童・生徒交流活動の充実 [学校教育課]	友好都市のドーバー市と中学生の相互交流などによる交流を推進し、姉妹都市、友好都市等との市民交流事業を推進します。	○友好都市のドーバー市だけでなく、姉妹都市、友好都市等との市民交流事業を推進していきます。

(2) こどもの生きる力を育む学校教育の充実

【第3期次世代育成支援行動計画及び第1期子ども・子育て支援事業計画での取組状況】

全事業で充実した取組となっています。

「生きる力＝知・徳・体のバランスの取れた力」の育成についても、各学校で様々な取組が実施されており、成果が出ています。

＜取組の成果＞

- ・学校のニーズを把握しながら、児童生徒の学力の向上に資する施策を行うことができています。
- ・信頼される学校づくりでは、学校評議員やPTAと連携をし、地域と協力して児童生徒の成長を見守ることができている。
- ・幼児教育の充実では、幼保小連絡会の開催等により、互いの連携を深めることができています。

＜今後の課題等＞

- 教員の研修の充実に加え、指導助手、支援員等の学校サポーターの確保が望まれる。
- 学校評議員やPTA役員に限らず、様々なボランティア活動へのなり手の不足が懸念される。

【施策の展開】

こどもたちの個性や「生きる力」を伸ばしていくためには、基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度などの確かな学力のための教育内容・方法の一層の充実が必要となります。

次代の担い手であるこどもたちが地域の人や豊かな自然とふれあう体験活動やスポーツ活動などを通じて豊かな心を育み、生きる力を高めるため、創意工夫ある教育課程の編成や教職員研修機会の充実に取組めます。

No.	事業名	事業内容	取組の方向
45	学びに向かう力・人間性等の育成 [学校教育課]	社会の変化の中で主体的に生きるこどもたちの育成を図るために「生きる力＝知・徳・体のバランスの取れた力」の育成に取組めます。	○自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心の育成を図るとともに、たくましく生きるための健康や体力づくりを行っていきます。
46	生きて働く知識・技能の習得 [学校教育課]		○基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して自ら考え、判断し、表現することにより様々な問題に積極的に対応し、解決する力を育成します。
47	思考力・判断力・表現力の育成 [学校教育課]		○自ら問題を発見し、解決につなげていく力や、他者と協力しながら問題を解決していく力を育てていきます。

(3) 次世代の親を育むこども支援の充実

【第3期次世代育成支援行動計画及び第1期子ども・子育て支援事業計画での取組状況】

前期計画期間の取組については、「産み育てる教育」は順調に推移しているものの、「家庭を築くことの教育・啓発」「地域で次代を担う親育ちの環境づくり」「世代間ふれあい交流の機会創出」の3事業は概ね順調という評価になっています。

中学生と乳幼児親子との交流や保育園等での高齢者とのふれあいなどは、定着し成果も出ています。

課題としては、参加者の評価は高いものの、世代間交流の魅力を事前に伝えることが難しいという問題があります。参加者の声などを活用して参加者の増加につなげていくことが課題となります。

＜取組の成果＞

- ・市内中学生と乳幼児親子の交流が定着し、子育て中の保護者にとっても、思春期の中学生の話を聞き、これからの子育ての参考になると好評である。
- ・保育所(園)、児童館(センター)において地域の老人会や祖父母、高齢者施設入居者との交流行事を実施し、世代間でのふれあいの仕組みづくりを推進した。

＜今後の課題等＞

- 平成30年度の市内中学生と乳幼児親子の交流事業は、乳幼児親子98人の参加があったが、参加者募集に苦慮している背景もあり、中学生との交流のよさやその目的をPRする必要がある。

【施策の展開】

こどもたちが、次世代の親としての自覚と正しい知識をもち、望ましい家庭を築いていくことができるよう、それぞれ発達段階に応じた啓発の機会を充実させていきます。

また、こどもたちが命や家庭の大切さを考え、仕事や家庭で果たすべき社会的責任、男女共同参画の重要性などについて知識や自覚が高められるよう、幼稚園や保育所(園)での交流事業や学校教育などの多くの機会を捉え、啓発事業の充実を図っていきます。

No.	事業名	事業内容	取組の方向
48	家庭を築くことの意義の啓発 [学校教育課] [子ども福祉課]	子育ての楽しさや男女が協力して家庭を築くことの意義を啓発していきます。	○男女の協力や家族愛について、道徳科や家庭科の授業の中で取り上げていきます。 ○「家族の日」「家族の週間」などを通じた理解促進を図ります。

No.	事業名	事業内容	取組の方向
49	産み育てる情操の醸成 [健康増進課] [学校教育課]	二次性徴における心身の変化や性に関する正しい知識を身につけると共に、こどもたちが自身のことを大切に、ライフプランを自己決定ができるよう支援します。	○思春期保健事業において、小中学生を対象に、二次性徴における心身の変化や性に関する正しい知識、親になることを含めたライフプランについて学ぶ事業を実施します。
50	世代間ふれあい交流の機会創出 [子ども福祉課]	中学・高校生が乳幼児や子育て親子とのふれあいを通じて、子育ての楽しさや家庭の温かさを感じる機会の創出に取り組めます。	○中学・高校生が保育所(園)における乳幼児とのふれあいをおして次世代の親を育む事業を実施していきます。

5 基本目標5：こどもの安全を確保する環境の整備

【第3期次世代育成支援行動計画及び第1期子ども・子育て支援事業計画での取組状況】

学校における交通安全教室の実施や、春・秋の交通安全運動期間中の街頭指導、1・5・15・25日の街頭指導等、こどもたちの交通安全等に努めました。

また、「岩沼市安全・安心まちづくり基本計画」の見直しを行い、関係団体の連携強化、情報共有を図り、警察、ふれあいパトロール隊、PTA及び学校関係者で連携した活動を行っています。

災害時、地域において適切かつ迅速な対応ができるよう、地域防災の担い手を育成する防災士養成研修講座や防災意識の啓発を目的とした防災講演会の開催、総合防災訓練や自主防災訓練、更には小中学校と東保育所、東児童館と連携した学校防災推進委員会などの実施により、地域の防災力の向上を図りました。

【施策の概要】

市では、人にやさしい公共施設を目指して※)ユニバーサルデザイン化を進めるとともに、こどもと一緒に安心して外出できるよう、安全な歩道の整備や公共交通機関のバリアフリー化を進めています。

こどもが巻き込まれる犯罪や交通事故をなくすために、こどもの安全を地域全体で見守ることができるよう、関係機関や地域住民との連携を更に密にしていくことが望まれます。全ての市民が安心して移動できるまちづくりを推進するとともに、地域の防犯体制と連携した防犯体制づくりや、地域防災力の一層の向上を図り、こどもを災害から守る防災対策に取り組んでいきます。

< 施策の柱 >

< 施策の展開 >

(1) 基盤となる安全な生活環境の確保

- 51 居住環境の整備・情報提供
- 52 バリアフリー化された歩道などの整備
- 53 人にやさしい公共施設
- 54 子育て世帯への情報提供
- 55 公園・児童遊園・緑地等、こどもの遊び場の保全・整備

(2) こどもを交通事故から守る体制の整備

- 56 交通安全教育事業
- 57 交通安全運動
- 58 安全な交通環境の整備
- 59 交通安全関係団体との連携
- 60 通学路の安全点検
- 61 チャイルドシートの使用啓発

(3) こどもを犯罪被害から守る体制の整備

- 62 自主防犯体制づくり
- 63 防犯環境の整備
- 64 防犯パトロール活動
- 65 防犯広報啓発
- 66 防犯教育・啓発
- 67 有害環境対策の推進
- 68 危険情報のメール送信による周知
- 69 「こども110番の家」の普及・支援

(4) こどもを災害から守る体制の整備

- 70 こどもや子育て世帯への防災意識の啓発
- 71 避難行動要支援者避難支援プラン（全庁計画）に基づく障害児や医療的ケア児等への支援
- 72 こどもの心のケア

※) ユニバーサルデザイン：年齢や性別、国籍、障害の有無等に関わらず、すべての人のためのデザイン。

(1) 基盤となる安全な生活環境の確保

【第3期次世代育成支援行動計画及び第1期子ども・子育て支援事業計画での取組状況】

居住環境の整備については、公園の遊具の更新や歩行者の安全な通行スペースの確保などを実施しています。

課題としては、公園の遊具点検、道路側溝の入替等が挙げられます。公共施設のユニバーサルデザイン化は、既存施設では老朽化によって可能な対策が限られることから、様々な工夫による環境整備が課題となっています。

また、情報提供活動については、各種広報媒体の活用等、適宜実施していくことが課題となります。

＜取組の成果＞

- ・公園施設については、定期的に遊具の更新を行っている。
- ・居住環境の整備については、市道の限られた空間の有効利用を図り、歩行者の安全な通行スペースを確保した。

＜今後の課題等＞

- 公園施設の遊具点検を重点的に行う必要がある。
- 道路側溝の入替等が必要であり、費用がかかるため、予算の確保が必要である。

【施策の展開】

安心して子どもを産み育てられる環境づくりにおいて、子どもたちが安心して遊べる場の確保に対しては、市民の要望が高く、重要な取組課題と位置付けられるものです。

このため、ハナトピア岩沼のリニューアルをはじめとした子育て環境の整備に努めるとともに、地域と連携しながら良好な自然環境の保全や、安全な生活を確保できる基盤整備を推進します。

また、子どもやベビーカー利用の親子をはじめ、誰もが安心して通行できるよう、特に駅や公共施設へのアクセス道路を中心に、安全な道路環境づくりに継続して取組みます。

No.	事業名	事業内容	取組の方向
51	居住環境の整備・情報提供 [都市計画課]	公園・緑地環境や道路などの整備を行います。	○妊婦、子ども連れにとって利用しやすいバリアフリーやユニバーサルデザインなどに配慮した環境整備を推進し、妊産婦や子育て家庭にやさしい居住環境づくりに努めます。
52	バリアフリー化された歩道などの整備 [土木課]	既設歩道の段差や勾配の改善を行うとともに、学校、地域、通学路点検などによる子どもの視点に立った歩道の補修などを推進します。	○住環境や通学児童の安全に配慮した道路整備を行います。

No.	事業名	事業内容	取組の方向
53	人にやさしい公共施設 [公共施設管理担当課]	妊産婦や乳幼児連れの親子など市民の誰もが安心して外出できるような公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を図ります。老朽化した施設を中心に、誰もが使いやすい施設の在り方を考えていきます。	○公共施設における授乳コーナーや育児コーナーの整備を進め、また、おむつ替えのスペースとなる、ゆったりとしたトイレを整備し、乳幼児連れの親子が安心して利用できるよう整備を図ります。
54	子育て世帯への情報提供 [子ども福祉課]	おむつの交換や、授乳可能なスペースがある公共施設の情報を、子育てガイドブックやホームページを通して提供することを推進します。	○子育てガイドブックやホームページの内容は、定期的に更新を行い、最新の情報を提供できるよう努めます。
55	公園・児童遊園・緑地等、こどもの遊び場の保全・整備 [都市計画課] [産業振興課] [子ども福祉課]	公園や緑地の保全を行い、こどもが自然や文化と触れ合い、遊びや学びを通じた体験等、こどもたちの豊かな感性や心身の成長を育む、安全な遊べる空間づくりを推進します。	○公園等については、定期的に遊具等の点検を行い、安全管理に努めます。 ○公園施設長寿命化計画に基づき、地元住民の意見を含めた整備をしていきます。 ○ハナトピア岩沼の令和8年度のリニューアルオープンに向けた整備を行います。

(2) こどもを交通事故から守る体制の整備

【第3期次世代育成支援行動計画及び第1期子ども・子育て支援事業計画での取組状況】

交通安全運動、交通安全団体の育成については、継続して取り組まれているものの、現状維持の活動であり、交通安全活動が形骸化しないために、新たな取組が課題となっています。

交通安全関係団体間の連携については、交通安全都市推進協議会を通して連携を強化してきましたが、今後は更に各団体が実施している活動についての情報共有が課題となっています。

チャイルドシートの使用啓発では、交通安全教室で意識啓発が図られていますが、交通安全教室の参加者だけでなく、広く市民全体に向けた取組が課題となっています。

＜取組の成果＞

- ・交通安全運動では、継続した実施と地域総ぐるみの取組を図ることができた。
- ・関係団体等と連携・協働の取組ができた。交通安全都市推進協議会を通して連携を強化できた。
- ・チャイルドシートの使用啓発では、交通安全教室での指導を中心に、意識啓発を図ることができた。

＜今後の課題等＞

- 地域ぐるみの活動を継続するためには、市民が関心を持ち、積極的に参加する意識の醸成が必要である。
- 関係団体の活動に対する情報共有が必要である。
- 対象を絞った啓発ではなく地域、家庭に向けた幅広い啓発が必要である。

【施策の展開】

本市では、保育所(園)・幼稚園及び全小学校で交通安全教室を実施し、交通ルールや安全な自転車の乗り方などの指導に取り組んでいます。交通指導隊や各種団体等による小学校への入学時期における重点交通安全指導や年間を通して街頭指導などを行っています。

こどもたちを痛ましい事故から守るため、関係機関や地域と連携しながら、交通安全教育や交通安全運動の推進に引き続き取り組みます。

No.	事業名	事業内容	取組の方向
56	交通安全教育事業 [危機管理課] [学校教育課] [子ども福祉課]	こどもの交通事故防止のため、交通安全教室による交通ルール指導を行い、交通安全意識の啓発に努めます。	○こどもの年齢に応じた参加、体験型の交通安全教室を実施していきます。 ○学校、保育所において交通安全指導を実施していきます。
57	交通安全運動 [危機管理課]	こどもの交通安全確保のため、交通指導隊による街頭指導や関係機関・団体と連携した啓発活動を通じ、交通安全意識の啓発に努めます。	○春・秋の交通安全運動など、地域ぐるみの運動を継続して実施していきます。
58	安全な交通環境の整備 [土木課] [都市計画課] [子ども福祉課]	こどもやこども連れの親が安心して通行できるよう、道路交通環境の整備を推進します。 また、保育所等における散歩中の交通安全確保に取組みます。	○人と車の共存を図るため、必要に応じて危険個所の点検を行い、狭あい道路等の整備を促進し、安全面に配慮した生活道路の確保に努めます。 ○Happyチャイルドフラッグを活用し、保育所等の入所児童の交通安全確保に努めます。
59	交通安全関係団体との連携 [危機管理課]	警察署・交通安全協会・交通指導隊など、関係機関・団体との連携・協働により、交通安全意識の啓発に努めます。	○関係機関・団体と積極的に情報を共有し、連携・協働して啓発活動を実施していきます。
60	通学路の安全点検 [学校教育課]	学校、PTA との連携による通学路の安全点検を推進します。	○通学路交通安全プログラムの策定と通学路等安全対策推進会議を設置し、組織的・計画的に通学路の安全対策に取り組んでいきます。
61	チャイルドシートの使用啓発 [危機管理課]	チラシやリーフレットを配布し、チャイルドシート使用の普及啓発に努めます。	○交通安全教室やイベントなど、様々な機会を捉え、チラシやリーフレットを配布し、対象を絞った啓発だけではなく地域、家庭に向けた幅広い啓発を実施していきます。

(3) こどもを犯罪被害から守る体制の整備

【第3期次世代育成支援行動計画及び第1期子ども・子育て支援事業計画での取組状況】

安全・安心なまちづくりについては、防犯協会活動を中心に市民等の自主活動が地域で進められており、地域コミュニティづくりにも寄与しています。しかし、犯罪は多様化、巧妙化しており、防犯の広報・啓発活動は、常に活動の困難さを伴っています。

その他の課題としては、地域と活動団体間の連携が不足している状況があり、若い世代など多くの関係者が参加する機運の醸成が求められます。

また、情報提供活動については、環境の変化に伴って随時情報を更新していく必要があり、情報鮮度を保つ取組が課題となっています。

＜取組の成果＞

- ・「岩沼市安全・安心まちづくり基本計画」の見直しを行い、情報共有を進め、関係団体の連携を強化した。
- ・「自らの安全は自らが守る」という防犯意識の醸成を図ることができた。
- ・防犯パトロール活動は、ふれあいパトロール隊員の協力を得ながら活動が行われている。
- ・公共施設及び公用車に防犯カメラや、ドライブレコーダーを設置した。

＜今後の課題等＞

- 地域全体への取組へと発展させることが必要である。
- 多様化、巧妙化する犯罪に対応した迅速な情報提供が必要である。
- ふれあいパトロール隊員の高齢化と新規登録者が少ないことが課題である。
- 商店街や、地域団体への防犯カメラ等の適切かつ効果的な設置、運用支援が必要である。

【施策の展開】

こどもたちの安心安全を確保するため、関係機関の連携の下、こどもたちの見守り活動や犯罪被害防止に向けて取り組み、こどもたちの健やかな成長を後押ししていきます。

また、こどもたちが犯罪の被害に遭わないための効果的な安全教育を推進します。

No.	事業名	事業内容	取組の方向
62	自主防犯体制づくり [危機管理課]	地域での自主防犯組織の育成を図り、地域において適切で迅速な対応ができる体制づくりを推進します。	○市民(事業者)の自主活動を促進するため、防犯情報の提供や各種講座への講師派遣等の支援などを実施していきます。

No.	事業名	事業内容	取組の方向
63	防犯環境の整備 [危機管理課]	町内会などによる防犯灯・防犯カメラの設置や維持管理に必要な助成を行います。	○防犯灯・防犯カメラの設置や維持管理について、補助を継続して実施していきます。 ○防犯カメラの適切かつ効果的な設置、運用を支援します。
64	防犯パトロール活動 [学校教育課]	町内会や民生委員・児童委員、ふれあいパトロール隊などの協力による、地区内の防犯パトロール活動や地域で子どもを見守る安全対策を推進します。	○市民への協力を呼び掛け、今後も同様に通学路等でのこどもの安全を見守る対策を継続していきます。
65	防犯広報啓発 [危機管理課]	警察などの関係機関と連携し、地域安全運動の展開、広報紙などによる防犯に関する情報提供を通じ、防犯意識の啓発を行います。	○地域安全運動など地域ぐるみの運動や警察等の関係機関との連携を強化し、情報提供を継続して実施していきます。
66	防犯教育・啓発 [学校教育課]	こどもが犯罪の危険を判断するための防犯教育を推進するとともに、防犯に関する意識の啓発に取り組めます。	○各小学校における防犯グッズを活用した防犯教室・講習、各種イベントでの防犯コーナーの設置などによる防犯意識の啓発を行います。また、不審者に対する対応指導の学習を行います。 ○こどもが犯罪の被害に遭わないため、地域や事業所、各種施設に防犯パンフレットやリーフレットを配付し、防犯意識の啓発を推進します。 ○防犯作文・ポスターの募集や作品掲示などによって防犯意識の啓発に取り組めます。
67	有害環境対策の推進 [生涯学習課] [学校教育課]	こどもの健全育成に関する相談体制や情報提供の充実を図るとともに、こどもを健全育成するための環境づくりに関する意識の向上を図ります。	○健やかなこどもを育てる岩沼市民会議の広報部による広報紙の発行や、街頭巡回指導・青少年相談及び環境浄化などの活動により、青少年健全育成を図っていきます。 ○有害広告物や、有害物品の販売機などの撤去活動を推進します。 ○学校・PTA などの主催で、民間事業者の協力によるインターネット安全教室を開催し、適切な使用方法やフィルタリング機能など有害情報を防止するための方法などに関する啓発活動の支援に取り組めます。
68	危険情報のメール送信による周知 [学校教育課] [子ども福祉課]	保護者の携帯電話に、不審者などの情報をメールで送信し、適切な対応が取れるよう情報提供を行います。	○メール登録をしていない家庭には広報活動を通じて、周知を図っていきます。

No.	事業名	事業内容	取組の方向
69	「子ども110番の家」 の普及・支援 [生涯学習課]	こどもが犯罪などに遭いそうなとき や遭ったときの緊急避難場所となる 「子ども110番の家」の普及と支援に 取組めます。	○「子ども110番の家」の設置を推進しま す。また、「子ども110番の家」登録者を 対象に、タウンミーティングを開催するな ど、情報交換の機会を創出し、防犯ボラン ティア登録者の活動を支援します。 ○「子ども110番の家」のマップを活用し、こ どもたちに「子ども110番の家」の周知徹 底を図ります。 ○こどもが犯罪に遭いそうになったときや遭 ったときに対応するため、岩沼警察署が 作成したマニュアルを活用します。

(4) こどもを災害から守る体制の整備

【第3期次世代育成支援行動計画及び第1期子ども・子育て支援事業計画での取組状況】

概ね順調に取り組まれています。避難行動要支援者名簿による支援については、個人情報である名簿を厳重に取り扱う必要があることから、庁内における役割や情報共有の仕組みが課題となっています。

地域での避難行動要支援者の支援は、共助を基本とする取組であることから、町内会等の関係者が要支援者に対して、どのように避難支援を行っていくのが課題となっています。

＜取組の成果＞

- ・避難行動要支援者について、平成31年3月に改訂した岩沼市地域防災計画に位置付け、その下位計画である避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)において、妊産婦やこどもへの支援を明文化した。
- ・1歳8か月児健康診査において、「子育てファミリーのためのぐらっときて安心BOOK」を配布した。
- ・防災講演会において、防災に関する最新情報の提供により、参加者からは「参考になった」「よかった」との声があった。

＜今後の課題等＞

- 避難行動要支援者に対する支援については、共助を基本とする取組であることから、町内会等の避難支援等関係者が要支援者に対する避難支援体制を構築できるよう、情報共有の仕組みについて検討が必要である。
- 子育て世帯に必要な防災情報を発信していく必要がある。
- 地域防災力の向上に効果的な研修内容や、防災士の活用法の検討が必要である。

【施策の展開】

本市では、市民等が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や市などの公的機関による「公助」が適切に役割分担された防災・減災の観点に立ち、様々な事業を推進しています。

こどもを災害の脅威から守ることができるよう、今後とも防災・減災の体制づくりに、市民及び関係機関など地域全体で取り組んでいきます。

No.	事業名	事業内容	取組の方向
70	こどもや子育て世帯への防災意識の啓発 [危機管理課] [子ども福祉課] [学校教育課] [子育て支援センター]	岩沼市総合防災訓練に合せて、学校等で地域と連携した避難訓練等を実施します。 保育所(園)や、幼稚園でも、防災訓練を定期的に行います。 またICT等を活用し、子育て世帯への自主防災意識の向上に努めます。	○小中学校合同で学校危機管理推進委員会を年に3回開き、防災への意識の向上を図ります。 ○保育所(園)等でも、引き続き定期的に防災訓練を行い、意識・知識・スキルを高めていきます。 ○消防署から具体的な指導を受けます。 ○「子育てファミリーのためのぐらっときても安心 BOOK」の冊子配布及び子育てアプリやホームページでの発信により、災害等への対応の意識向上を図ります。
71	避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)に基づく障害児や医療的ケア児等への支援 [危機管理課] [社会福祉課]	避難行動要支援者の避難支援体制の構築に向けて町内会等に理解を深めていただくとともに、優先順位を踏まえた個別避難計画の策定につなげていきます。	○避難行動要支援者名簿を町内会等の支援関係者に提供し、平時から地域における顔の見える関係づくりを進めていただくとともに、防災と福祉の連携により、実効性の高い個別避難計画の策定につなげていきます。
72	こどもの心のケア [子ども福祉課]	児童相談所や子ども総合センター、みやぎ心のケアセンターなどの専門機関や、福祉・教育・保健関係の各機関などと連携し、こどもに対するカウンセリングなどの心のケアを行い、必要な支援を行っていきます。	○見守り活動の中で気になるこどもがいれば関係機関へつなぐ等の対応を行っていきます。 ○東日本大震災から14年が経過し、震災対応としてではなく、通常支援の中で必要な関わりを行う方向にシフトしていきます。

6 基本目標6：誰もが安心して子育てできる体制の整備

【第3期次世代育成支援行動計画及び第1期子ども・子育て支援事業計画での取組状況】

こどもの権利擁護のために、関係機関と連携し、相談・支援体制の充実を図るとともに、訪問指導などによる支援を行いました。また、支援の進捗確認や検討、情報の共有を図っています。

虐待防止ネットワークの強化として、要保護児童対策地域協議会を中心に、保育所（園）や幼稚園、学校、児童相談所、警察などと連携し、顔の見えるネットワーク機能の強化に努めました。

また、障害児の社会参加を促進するため、理解促進事業、自発的活動支援事業を行い、広報活動にて障害に対する理解促進に努めました。

【施策の概要】

児童虐待を未然に防止できるよう、相談支援体制の充実に取り組むとともに、関係機関・関連施設や市民との連携を密にし、問題の早期発見体制の充実や問題への迅速かつ的確な対応を図っていく必要があります。

また、ひとり親家庭の支援ニーズは、経済的自立の支援から日常的な子育て支援に至るまで多岐にわたっており、国・県の施策を活用しながら、引き続き、世帯の状況に応じたきめ細かなニーズの発掘と適切な支援策が必要です。

さらに、障害などによって支援を必要とするこどもたちが、地域において伸びやかに育まれ、また、地域社会の一員として積極的に社会参加する機会を確保することができるよう広く地域の理解を深めながら、成長段階に応じ、療育から地域での自立生活支援に至るまでの一貫した支援策を推進していく必要があります。本計画を推進するにあたっては、岩沼市障害者計画・岩沼市障害福祉計画（岩沼市障害児福祉計画）と調和を保ち、障害児やその家族が、その状況に応じて必要な子育て支援事業のサービス提供が受けられ、こどもが地域の一員として「最善の利益」を保証されるよう、関係機関や関連施設等と連携しながら障害児施策の体系的な推進に取り組めます。

「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども・子育て当事者のニーズの把握に努めつつ、こども施策の総合的かつ一体的な提供のための体制整備を図れるよう、こども家庭センターの設置や（仮）岩沼市こども計画の策定に取り組めます。

＜施策の柱＞

(1) 児童虐待防止対策の充実



(2) ひとり親家庭などの自立支援の推進



(3) 障害のある子どもへの支援の充実
(岩沼市第4期障害者計画・岩沼市第7期障害福祉計画(岩沼市第3期障害児福祉計画)において推進)



＜施策の展開＞

73 こどもの権利擁護の推進
74 児童虐待予防の推進
75 虐待の早期発見
76 虐待相談機能体制の充実
77 虐待防止ネットワークの強化
78 被虐待児の保護・支援・アフターケアの推進

79 ひとり親家庭の自立・就業支援
80 ひとり親家庭等の経済支援
81 生活困窮者自立支援事業の推進

82 障害児への相互交流支援
83 障害児への生活支援
84 障害児療育支援の充実
85 切れ目のない支援体制の構築
86 障害児保育の充実
87 放課後児童健全育成事業による障害児受け入れ
88 障害児の経済支援
89 医療的ケアが必要な児童の支援

(1) 児童虐待防止対策の充実

【第3期次世代育成支援行動計画及び第1期子ども・子育て支援事業計画での取組状況】

各事業ともに順調に取り組まれています。虐待の早期発見については、乳幼児健診や相談事業、個別支援等あらゆる機会を捉えて情報収集を図り早期発見に努めています。

こどもの虐待に関する知識について、広く周知していくことが虐待の防止や早期発見につながることから、広報紙やパンフレット、SNS等を使い、児童虐待について情報提供に努めました。

また、児童虐待などの要保護児童の早期発見や迅速な支援のため、市や児童相談所、学校、保育所(園)、警察など関係機関で構成する要保護児童地域対策協議会(代表者会議年2回・実務者会議年4回・ケース会議随時)を実施し、更なるネットワーク強化に努めました。

今後も児童虐待に関する知識の普及・啓発や、関係機関のネットワーク強化に、より一層取り組む必要があります。

＜取組の成果＞

- ・関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図るとともに、訪問指導などによる支援を実施。支援の進捗確認や検討、情報の共有を図っている。
- ・要保護児童対策地域協議会を通じ、関係機関に対し相談・通告窓口や対応フローについて、何度も確認し共有を重ねている。
- ・家庭児童相談員2名体制で各種相談、支援を実施している。

＜今後の課題等＞

- 関係機関内での連携は行っているが、市民に対しての更なる啓発活動が必要である。
- 対応件数が年々増加している上、家庭が抱えている問題が複雑化し、支援が長期化している。
- 虐待相談機能体制の充実については、より一層の窓口の周知徹底が課題である。

【施策の展開】

児童虐待の予防や問題の早期発見、事後の適切かつ迅速な対応を図ることができるよう、要保護児童対策地域協議会の取組の強化のほか、養育支援訪問事業などの保健師などによる専門的指導や育児・家事支援が必要な家庭への支援を行います。

また、児童相談所や警察など関係機関との連携を強化し、情報共有の推進等によって早期に問題への的確な対応を図ります。

No.	事業名	事業内容	取組の方向
73	こどもの権利擁護の推進 [子ども福祉課]	要保護児童対策地域協議会を通じて、相談体制や関係機関との連携を強化し、こどもの権利を擁護するためのシステムの構築を推進します。 こども・子育て当事者の意見を反映した、自治体こども計画を策定します。	○関係機関と連携を強化し、相談支援体制の充実を図るとともに、家庭児童相談員などによる要保護児童家庭への訪問指導などによる支援の充実に努めます。 ○要保護児童対策地域協議会による代表者会議・実務者会議・ケース会議において、地域・保健・福祉・教育部門と連携し、虐待の防止・早期発見・援助活動などの総合的な取組を推進します。 ○アンケート調査等によりこども・子育て当事者の声を聴取し、それらの意見を反映したこども計画を策定します。
74	児童虐待予防の推進 [子ども福祉課] [健康増進課] [子育て支援センター]	児童虐待の知識について、広報紙などによる情報提供を行い、予防啓発・早期発見・早期対応に努め、体罰によらない子育てを推進します。 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師、助産師等が居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行い、望ましい養育の実施を図ります。	○広報紙やパンフレット、SNS等を活用し、情報発信の機会を捉えて、児童虐待の知識について、繰り返し情報を発信していきます。 ○こんにちは赤ちゃん事業、養育支援訪問事業、産後ケア事業等により、保健師、助産師等が居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行います。産後ケア事業では希望するすべての方が利用施設等を選択できるようにします。 ○要保護児童対策地域協議会において研修を行い、関係機関等の実務者に保護者対応への学びを深め、虐待予防に努めます。 ○今後も、こうのとりの干屋さん事業を継続し、育児に悩むお母さんへのサポートやきっかけづくりになれるように継続していきます。
75	虐待の早期発見 [子ども福祉課] [健康増進課]	民生委員・児童委員との連携を強化し、地域における虐待防止の意識の向上と虐待の早期発見に努めます。 妊娠初期から、虐待ハイリスクとなる家庭への支援に努めます。	○子育て支援センターや保健センターの相談窓口において、虐待の早期発見に努めます。 ○保健センターでの健診、保育所(園)、幼稚園、児童館(センター)、学校などにおいて、虐待の早期発見に努めます。
76	虐待相談機能体制の充実 [子ども福祉課]	児童虐待を受けたと思われる児童などの相談・通告をしやすくするために、市の相談機能体制の充実に努めます。	○市民や民生委員・児童委員、子育て関係機関が児童虐待を受けたと思われる児童などの相談・通告をしやすくするために、市の相談窓口の周知の徹底と情報の提供に努めます。 ○こども家庭センターを設置し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談支援体制を整備するとともに、虐待相談・通告対応や関係機関との緊密な連携を図ります。

No.	事業名	事業内容	取組の方向
77	虐待防止ネットワークの強化 [子ども福祉課]	福祉・保健・教育施設、医療機関、警察、児童相談所などの要保護児童対策地域協議会を中心としたネットワークの強化を図ります。 また、地域活動におけるこどもの見守りネットワークの強化に努めます。	○要保護児童対策地域協議会を中心に、保育所(園)や幼稚園、学校、児童相談所、警察などと連携し、顔の見えるネットワーク機能の強化に努めます。 ○市内においてこどもの食の機会を確保する事業を実施する団体を支援し、地域の見守りネットワークを強化していきます。
78	被虐待児の保護・支援・アフターケアの推進 [子ども福祉課]	虐待を受けた児童を対象に、保育所(園)などの入所や一時預かりなどを通じて一時的に母子等分離を行いながら、継続的に指導・支援を行い、緊急性のあるケースについては児童相談所と連携し、一時保護やアフターケアの充実を図ります。	○スーパーバイズや研修により、職員の対応能力の向上に努めます。 ○岩沼市子育て短期支援事業(ショートステイ)において、児童虐待等のリスクが高い要保護児童等、特別な配慮を必要とする児童を一時的に親元から保護し、虐待の予防及び児童・保護者の安定を図ります。

(2) ひとり親家庭などの自立支援の推進

【第3期次世代育成支援行動計画及び第1期子ども・子育て支援事業計画での取組状況】

各事業ともに順調に取り組まれています。子育て支援サービスや子育て支援制度については、時代の変化に伴って改正されていくため、全体像を示すことや分かりやすく制度を説明することに困難さが伴います。

各事業で制度の説明が課題として挙げられていますが、制度の全体像やサービス内容を周知していくための積極的な情報提供活動が必要です。

<取組の成果>

- ・ひとり親家庭の生活の安定と自立が促進されるよう、必要な支援を行っている。
- ・保育所(園)等の利用調整や、放課後児童クラブの入所の際には、ひとり親加点を設けるなど配慮し、支援を行った。
- ・ひとり親家庭などに対する適切な医療を受ける機会の確保など、生活の安定と福祉の増進が図られている。

<今後の課題等>

- 必要な家庭が利用につながるよう、各種制度の周知を徹底する必要がある。
- 償還払いとなっている助成方法を現物給付となるよう、今後も県等に要望していく必要がある。

【施策の展開】

一般世帯に比べ、低い所得水準となっているひとり親家庭の自立にとって、仕事と子育ての両立は必要不可欠であり、引き続き、母子・父子家庭自立支援員などによる情報提供や相談の充実を図るとともに、関係機関との連携を密にし、就労支援を中心とした経済的自立に向けた支援を行い、生活の安定を促します。

No.	事業名	事業内容	取組の方向
79	ひとり親家庭の自立・就業支援 [子ども福祉課]	関係機関との連携を強化し、ひとり親家庭などの自立を促進し、その支援の充実を図ります。	○公共職業安定所や生活保護の就労相談を活用し、ひとり親家庭などの雇用促進を支援します。 ○必要に応じて、母子生活支援施設などの入所措置を行い、一時的な施設入所により、自立に向けた母子の生活を支援します。 ○高等職業訓練促進給付金や、自立支援教育訓練給付金の支給により、ひとり親家庭の保護者の就労を支援します。
80	ひとり親家庭等の経済支援 [子ども福祉課]	相談窓口やサービスの周知をし、ひとり親家庭などへの経済的支援の情報提供及び給付を行います。	○医療費を助成し、生活の安定と福祉の増進を図ります。 ○児童扶養手当を給付し、生活の安定を図ります。
81	生活困窮者自立支援事業の推進 [社会福祉課] [子ども福祉課]	関係機関と連携し、生活困窮対策の充実に努めます。	○生活困窮相談に対応します。 ○学習支援事業として、経済的な負担など全てのこどもが教育の機会や安心できる場所を確保します。 ○こども食堂運営団体との情報共有、連携に努め、生活困窮対策の充実を図ります。

(3) 障害のあるこどもへの支援の充実

【第3期次世代育成支援行動計画及び第1期子ども・子育て支援事業計画での取組状況】

障害のあるこどもを支援する取組は、岩沼市障害者計画・岩沼市障害福祉計画（岩沼市障害児福祉計画）に基づいて実施されています。児童福祉法や「障害児の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「総合支援法」という）に基づき、多様なサービス・事業を展開しており、対象児童や家庭状況に応じて、柔軟に提供できるよう努めてきました。

また、障害児及び家族への切れ目のない支援体制の構築については、引き続き連携体制の強化を図っているところです。

しかし、家庭ごとに問題は多様であり、療育的支援のみで解決することはできないことから、包括的な支援体制を構築する必要があります。

＜取組の成果＞

- ・障害児が身近な地域で支援を受けられるように、障害児や家族への相談支援を行い、専門機関の援助、助言を生かし、児童福祉法や総合支援法に基づく様々なサービスの提供や事業の実施に努めた。
- ・障害児支援については、切れ目のない支援の実現に向け、保健・保育・教育・障害部局を含めた協議の場として、岩沼市障害児者地域自立支援協議会に子ども支援部会を設置した。また、岩沼市障害児者ネットワーク会議や特別支援連携協議会を実施し、関係団体と連携した体制の構築に努めた。

＜今後の課題等＞

- 医療的ケア等障害特性やライフステージに応じた専門支援と療育相談支援体制の構築が必要である。
- 療育支援を行う支援者の人材育成と質の確保、支援者ネットワークの構築を行う療育支援拠点の整備が必要である。
- 上記の課題解決に向けた、児童発達支援センター整備の検討が必要である。
- 障害児を取り巻く家庭問題や不登校、生活困窮等、様々な問題を総合的に支援する体制の構築が必要である。

【施策の展開】

障害のあるこどもへの支援とその家族支援については、障害児を対象とする施策だけでなく、一般児童を対象とする施策の面からも必要な支援を受けられるよう、関係機関と連携し、包括的な支援体制の構築に努めます。

また、これまでも取り組んできた乳幼児期からの切れ目のない支援体制の構築に加え、医療的ケア児等専門的支援を要する児童にも対応できる療育相談及び療育支援体制の整備、支援者の人材育成等、療育支援拠点の整備に向けた検討を行います。

No.	事業名	事業内容	取組の方向
82	障害児への相互交流支援 [学校教育課]	障害児が通園・通学する学校、施設などでの相互学習・交流・研修を行います。	○小中学校の特別支援学級児童と普通学級児童との交流を行います。
83	障害児への生活支援 [社会福祉課]	総合支援法等に基づき、地域生活支援事業や障害福祉サービスを提供し、生活安定を図ります。	○障害特性や家庭状況に応じ、柔軟なサービスの提供に努め、障害児が地域生活を継続する上で必要な支援を行います。 ○障害児の身体的機能を補完し、日常生活又は就学を容易とするため、補装具や日常生活用具の給付、修理などを行います。
84	障害児療育支援の充実 [社会福祉課] [子ども福祉課] [健康増進課]	障害の早期発見に努め、障害特性に応じた療育支援や相談支援を行います。また、児童発達支援センター機能の設置を含めた療育支援体制の構築を図ります。	○児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスの提供を行います。 ○乳幼児発達相談、ことばの相談などを実施します。 ○岩沼市中心身障害児通園施設において療育事業を行い、児童の発達を促し、集団適応の基礎づくりを行います。 ○保育所等にアドバイザーが巡回し、障害児や支援が必要となる児童について、臨床心理士からの助言・アドバイスを受け、支援の仕方を学ぶ療育巡回アドバイザー事業に取組みます。 ○療育に携わる支援者の人材育成や専門相談、地域の障害児支援ネットワークの中核機能を担う児童発達支援センターの整備について検討を行います。
85	切れ目のない支援体制の構築 [学校教育課] [社会福祉課] [子ども福祉課] [健康増進課]	障害のある児童や障害が疑われる児童について、専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、教育・保育等の関係機関が連携を図った上で、乳児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。	○岩沼市特別支援連携協議会の中で、特別支援教育コーディネーター等連絡会・研修会を開催し、関係機関で障害児支援に関する具体的な課題の共有及び対策の検討を定期的に行い、「つながるiシート」の活用等切れ目のない支援体制の構築に努めます。 ○岩沼市障害児者地域自立支援協議会子ども支援部会において、地域資源や障害児支援について幅広く協議し、医療的ケア等専門的支援が必要な児童においても継続して地域で生活できる仕組みづくりに努めます。
86	障害児保育の充実 [子ども福祉課]	障害がある乳幼児を、保育所(園)で保育する事業に取組みます。	○公立保育所での保育士確保に努めるとともに、民間での障害児保育を促進します。

No.	事業名	事業内容	取組の方向
87	放課後児童健全育成事業による障害児受け入れ [子ども福祉課]	障害がある児童を受け入れられるよう、放課後児童健全育成事業に取組めます。	○更なる児童の受け入れができるよう、放課後児童支援員の確保に努めます。
88	障害児の経済支援 [子ども福祉課] [社会福祉課]	相談窓口や制度の周知を行い、心身に障害のあるこどもの家庭などへの経済的支援の情報提供及び給付を行います。	○特別児童扶養手当の申請受付を行います。 ○在宅で常時介護が必要な障害児に、障害児福祉手当を支給し、経済的負担の軽減を図ります。 ○心身障害者医療費助成制度によって、その医療費の一部を助成します。
89	医療的ケアが必要な児童の支援 [社会福祉課] [子ども福祉課]	児童と保護者が安心して生活するために、医療的ケアが必要なこどもの支援体制の検討を行います。	○岩沼市障害児者地域自立支援協議会において、支援体制について協議を行い、体制整備を図ります。 ○「保育所等における医療的ケア児の受け入れ等に関するガイドライン」に沿って受け入れる体制を整備します。

第6章 各種事業の量の見込みと確保の方策

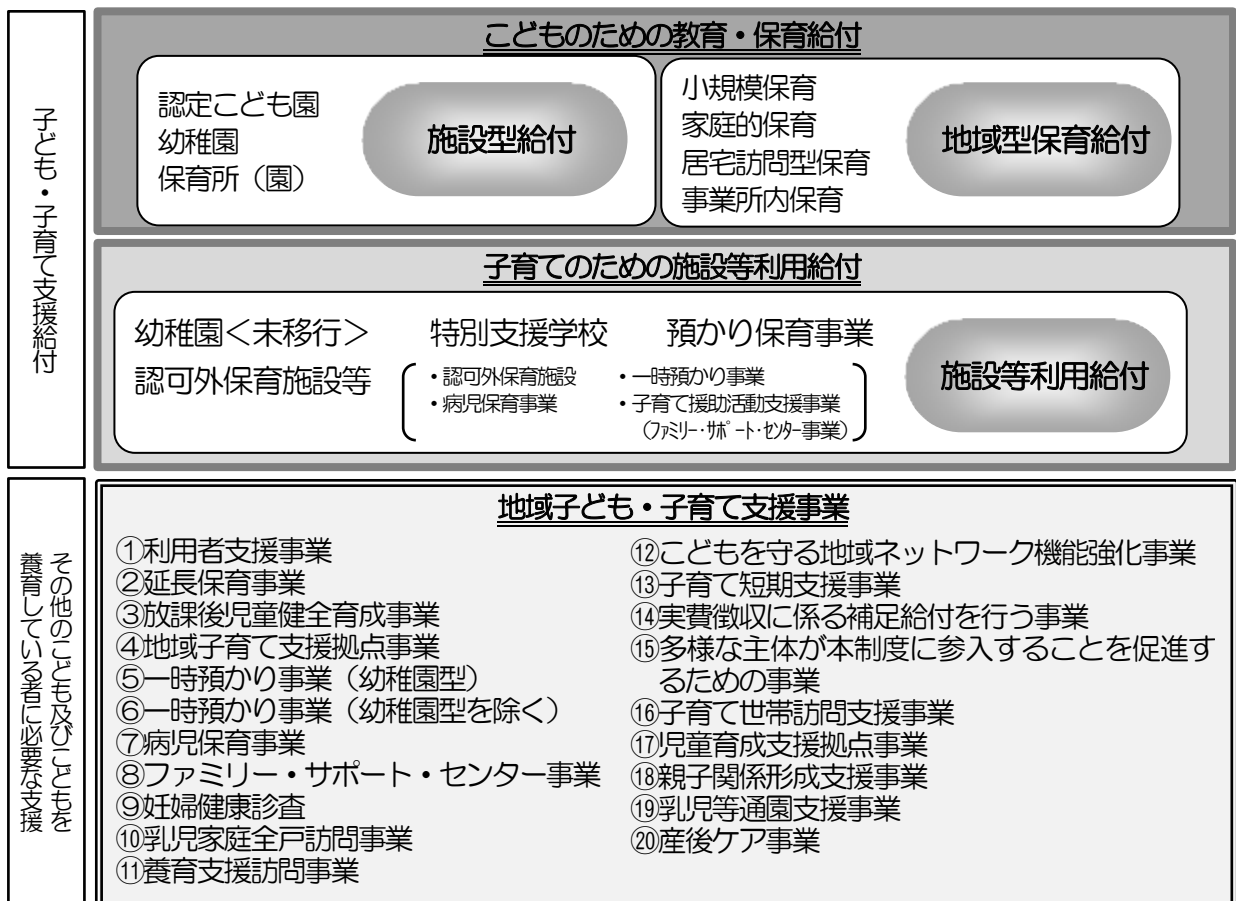
1 量の見込みと確保の方策とは

本計画は、子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画を一体的に策定していますが、子ども・子育て支援事業計画は、「教育・保育サービスの利用量」を定める事業計画で、国は「幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画」と定義しており、0～11歳の人口の推移に合わせ、ニーズに基づいた教育・保育サービスの利用量を設定し、それに対応する確保の方策を定めました。

2 教育・保育サービス等の全体像

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。令和元年5月に成立した「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、新たに「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

子ども・子育て支援制度は、子ども・子育て支援として給付される「こどものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」、その他のこども及びこどもを養育している者に必要な支援として実施される「地域子ども・子育て支援事業」の3つの枠組みから構成されます。



幼児期の教育と、保育の必要性のあるこどもへの保育について、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小規模保育等を利用した場合に給付対象となります。保育の必要性の認定については、保育を必要とする事由、保護者の就労時間、その他に優先すべき事情などを勘案して行います。

認定区分は1号～3号の3区分となっており、区分によって利用できるサービス・事業が異なっています。

① こどものための教育・保育給付認定区分

認定区分	対象者	主な施設等
1号認定	満3歳以上の教育のみの小学校就学前こども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園（幼稚園機能部分）
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた小学校就学前こども (保育を必要とするこども)	保育所（園） 認定こども園（保育所機能部分）
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた小学校就学前こども (保育を必要とするこども)	保育所（園） 認定こども園（保育所機能部分） 地域型保育事業

② 認定基準

保育の必要性については、保育を必要とする事由（就労や、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居親族等の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること等）と、保育を必要とする時間などにより、総合的に判断を行います。

< 保育時間 >

- 保育標準時間
主にフルタイムの就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居親族等の介護・看護、就学等を想定した長時間利用
- 保育短時間
主にパートタイムの就労、求職活動を想定した短時間利用

新たな「子育てのための施設等利用給付」の創設により、令和元年 10 月より、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までのこどもたちの利用料が無償化されました。

子育てのための施設等利用給付では、新たな認定が設定され、必要に応じて認定を受ける必要があります。

③ 子育てのための施設等利用給付認定区分

認定区分	対象者	主な施設等
1号認定	満3歳以上の小学校就学前こどもであって、 <u>2号認定こども・3号認定こども以外のもの</u>	幼稚園 特別支援学校等
2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前こどもであって、 <u>保育の必要性があるもの</u>	認定こども園、幼稚園、特別支援学校 (満3歳入園児は3号、年少児からは2号)
3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前こどもであって、 <u>保育の必要性があるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの</u>	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 (2歳児まで3号、3歳児からは2号)

④ 幼児教育・保育の無償化について

【岩沼市独自の施策による第2子以降児童の保育料無償化】

令和6年度から、岩沼市の独自施策として「第2子以降児童の保育料無償化を行い、世帯の住民税額・きょうだいの年齢構成に関わらず、きょうだいのいる世帯における第2子以降の児童分の保育料を無償化しています。(※保護者の申請による免除)

● 保育料第2子無償化の対象になる施設

保育所、認定こども園、小規模保育事業、認可外保育施設

※認可外保育施設の無償化については上限額 42,000 円

■ 幼稚園、保育所、認定こども園等の利用

幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)、企業主導型保育事業(標準的な利用料)、児童発達支援(障害児福祉サービス)も同様に無償化の対象とされます。

【幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全てのこどもたちの

利用料が無償】

●無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

(注)幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化となります。

●通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。

ただし、年収 360 万円未満相当世帯のこどもたちと全ての世帯の第3子以降のこどもたちの副食(おかず・おやつ等)の費用については、公費で負担するため無償となります。

※ 国ではこどもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し保育所等を利用する最年長のこどもを第1子とカウントして0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

(注) 年収 360 万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

■ 幼稚園の預かり保育の利用

無償化の対象となるためには、「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

【利用料】

- 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、日額 450 円、月額最大 1.13 万円(3号認定は 1.63 万円)までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。

■ 認可外保育施設等の利用

認可外保育施設(一般的な認可外保育施設、市独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等)に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象となります。

無償化の対象となるためには、「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

(注 1) 保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注 2) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。

【利用料】

- 3歳から5歳までのこどもたちは月額 3.7 万円まで、0歳から2歳までの市町村民税非課税世帯のこどもたちは月額 4.2 万円までの利用料が無償化されます。

3 量の見込みの考え方

量の見込みは、「市町村子ども・子育て支援事業計画に定める『量の見込み』の算出等のための手引き(平成 26 年 1 月 20 日事務連絡:内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室)」及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」(令和 6 年 10 月 10 日)を鑑みつつ、当市のこれまでの実績の推移や、そして実情と将来的な市の取組による人口の動向を推測し、計上しました。

推計児童数…量の見込み算出の基礎となる令和 7 年から令和 11 年までの 11 歳以下の人数は、岩沼市総合計画の推計と整合が取れるよう推計しました。

4 教育・保育提供区域の考え方

子ども・子育て支援事業計画においては、「量の見込み」及び「確保の方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定するよう定められています。

本市では、現在の教育・保育実施状況や施設の配置・整備状況などを勘案し、利用者の利便性を確保しつつ柔軟な施設整備を推進するため、この計画においては、市全域を1つの教育・保育提供区域と定めます。

なお、実際の基盤整備においては、地域の実情やニーズの変化など、地域性に配慮して柔軟に取り組んでいくものとします。

5 教育・保育の量の見込みと確保の方策

（1）幼稚園・認定こども園（幼稚園機能部分）

【1号認定・2号認定（教育ニーズ）】

3～5歳児の幼稚園、もしくは認定こども園の幼稚園機能部分についての量の見込み及び確保の方策は以下のとおりです。

【現状】

令和6年4月1日時点 認定こども園3箇所 私立幼稚園3箇所
利用者数：13・14 ページ記載

単位：人

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(必要利用定員総数)	430	425	421	417	414
1号認定	299	296	293	290	288
2号認定(幼児期の学校教育の利用希望が強い)	131	129	128	127	126
②確保の方策	622	622	622	622	622
認定こども園	232	232	232	232	232
幼稚園	390	390	390	390	390
過不足(人)(②-①)	192	197	201	205	208

【確保の方策】

必要量の確保が可能です。

多様な保育ニーズに対応するため、幼稚園の認定こども園への移行について必要に応じて検討していきます。

(2) 保育所・認定こども園（保育所機能部分）・地域型保育事業

① 2号認定（保育ニーズ）〔3～5歳児〕

3～5歳児の保育所、もしくは認定こども園の保育所機能部分についての量の見込みと確保の方策は以下のとおりです。

【現状】

令和6年4月1日時点 認定こども園3箇所 市内保育施設11箇所
利用者数・待機児童数：13・14 ページ記載

単位：人

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(必要利用定員総数)					
2号認定(3～5歳)	544	541	535	530	525
②確保の方策	555	555	555	555	555
保育所	390	390	390	390	390
認定こども園	162	162	162	162	162
企業主導型保育施設(地域枠)	0	0	0	0	0
認可外保育施設	3	3	3	3	3
過不足(人)(②-①)	11	14	20	25	30

【確保の方策】

必要量の確保が可能です。

今後も確保方策を保持できるよう、施設の老朽化への対応を行いつつ、多様な保育ニーズに対応するため、保育所の在り方について必要に応じて検討していきます。

②3号認定[0歳]

0歳児の保育所、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育事業についての量の見込みと確保の方策は以下のとおりです。

【現状】

令和6年4月1日時点 認定こども園3箇所 市内保育施設11箇所
利用者数・待機児童数:13・14 ページ記載

単位:人

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(必要利用定員総数)					
3号認定(0歳)	38	38	38	38	37
②確保の方策	108	108	108	108	108
保育所	67	67	67	67	67
認定こども園	26	26	26	26	26
小規模保育事業	9	9	9	9	9
家庭的保育事業	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0
事業所内保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	3	3	3	3	3
企業主導型保育施設(地域枠)	3	3	3	3	3
過不足(人)(②-①)	70	70	70	70	71

【確保の方策】

必要量の確保が可能です。

今後も確保方策を保持できるよう、施設の老朽化への対応を行いつつ、多様な保育ニーズに対応するため、保育所の在り方について必要に応じて検討していきます。

③3号認定[1・2歳]

1・2歳児の保育所、認定こども園の保育所機能部分、地域型保育事業についての量の見込みと確保の方策は以下のとおりです。

【現状】

令和6年4月1日時点 認定こども園3箇所 市内保育施設11箇所
利用者数・待機児童数:13・14 ページ記載

単位：人

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(必要利用定員総数)					
3号認定(1・2歳)	344	342	341	340	338
②確保の方策	341	341	341	341	341
保育所	200	200	200	200	200
認定こども園	97	97	97	97	97
小規模保育事業	29	29	29	29	29
家庭的保育事業	0	0	0	0	0
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0
事業所内保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	9	9	9	9	9
企業主導型保育施設(地域枠)	6	6	6	6	6
過不足(人)(②-①)	▲3	▲1	0	1	3

【確保の方策】

令和7年度から令和8年度にかけて確保の方策が量の見込を下回りますが、定員の弾力運用等を行い、適宜対応に努めます。また、今後も確保方策を保持できるよう、施設の老朽化への対応を行いつつ、多様な保育ニーズに対応するため、保育所の在り方について必要に応じて検討していきます。

〈①～③に伴う施設整備等予定〉**・令和7年度**

認定こども園1箇所が開設(既存幼稚園からの移行)します。

(3) 保育利用率の目標値

計画期間における0～2歳児の保育利用率の目標値は、以下のとおりとします。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～2歳推計人口(人)(A)	838	834	831	827	824
確保の方策利用定員(人)(B)	449	449	449	449	449
保育利用率(％)(B/A)	53.58	53.84	54.03	54.29	54.49

※保育利用率：教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員÷0～2歳の乳幼児の推計人口×100

(4) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園とは、保育所機能部分と幼稚園機能部分をもち、就学前の教育・保育を一体的に一貫して行う施設です。

計画期間において、既存幼稚園・保育所等の施設が認定こども園への移行を希望する場合は、実情に応じて対応を検討します。

(5) 幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援事業の役割及び推進方策

社会のあらゆる分野における構成員が、保護者が子育てについて責任を有していることを前提としつつ、全てのこどもの健やかな成長を実現するため、各々の役割を果たすことが求められています。保育所、認定こども園等における教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担い、また、地域子ども・子育て支援事業は、在家庭児やその保護者への支援も含め、多様な子育てニーズに対応し、安心してこどもを育てられる環境づくりの役割を担います。

このため、教育・保育の計画的な提供や、療育アドバイザー事業等を通じた配慮が必要なこどもへの支援、更には保育士等への研修を行い、地域の子育て支援を推進していきます。

(6) 幼児期の教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者との連携、並びに幼児期の教育・保育と小学校との連携（幼保小連携）の推進方策

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するためには、教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていく必要があります。地域型保育事業を利用することも、3歳以降も引き続き教育・保育を利用することができるような連携は、地域型保育事業を行う者と教育・保育施設との調整をすることが基本ですが、この調整が難航し、連携施設の設定が困難である場合などについては、市が支援していきます。

なお、発達や学びにおける「連続性」に対しては、教諭・保育士等による幼稚園・保育所等の保育参観及び情報交換、就学時の幼稚園・保育所等と小学校の引継ぎ、児童館（センター）と小学校との情報交換や未就学児による小学校行事への参加等へ取組みます。令和7年度からは「幼保小の架け橋プログラム」を実施し、切れ目のない支援を実施します。また、岩沼市特別支援連携協議会や保育士等関係職員の合同研修会の実施などを通して、教育・保育施設から小学校への円滑な接続が図られるよう努めます。

(7) 保育士等の処遇改善に係る取組

私立の教育・保育施設が教育・保育の提供を安定して行うことができるよう、国の制度に基づき保育士等の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮を行い、施設・事業の運営の状況に関する評価の実施、運営改善の取組の促進に必要な支援を実施していきます。

(8) 産後休業・育児休業後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保

本市においては、保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設や地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行い、産休・育休からの円滑な復帰を支援していきます。

(9) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の利便性及び施設の負担等を勘案しつつ、給付方法については必要に応じで見直しを行っていきます。

(10) 国際化に伴う乳幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴い、海外から帰国した乳幼児や外国人乳幼児、両親が国際結婚など、外国につながる乳幼児の増加が見込まれますが、当該乳幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、本市においては必要に応じ、保護者や教育・保育施設等に対する支援を行います。

6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

市は、地域子ども・子育て支援事業の実施において、保健・保育・教育・障害福祉部門との円滑な連携の下に取り組んでいきます。

① 利用者支援事業

こども及びその保護者等、又は妊娠している方が、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要に応じ相談・助言・関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【現状】

令和6年4月時点 特定型1箇所 母子保健型1箇所

区分		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	基本型 〔地域子育て 相談機関〕	箇所	4	4	4	4	4
②確保の方策			4	4	4	4	4
②－①			0	0	0	0	0

区分		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	特定型	箇所	1	1	1	1	1
②確保の方策			1	1	1	1	1
②－①			0	0	0	0	0

区分		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	こども家庭 センター型	箇所	1	1	1	1	1
②確保の方策			1	1	1	1	1
②－①			0	0	0	0	0

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(回)	妊婦等包 括相談支 援事業型	717	714	708	702	699
妊娠届出数(組)		239	238	236	234	233
1組当たり面談回数(回)		3	3	3	3	3
②確保の方策 (こども家庭センター)		717	714	708	702	699
②－①		0	0	0	0	0

【確保の方策】

「基本型(身近な場所での寄り添い型支援)」として各小学校区に1箇所設置した地域子育て支援センターに、地域子育て相談機関の機能を付加し、地域の住民に対し子育て支援に関する情報の提供を行うとともに、身近な相談先として子育て家庭と継続的につながり、支援を行うための工夫を行い、こども家庭センターと緊密な連携を図ることで、必要な支援につなげるよう努めます。

「特定型(主に行政機関の窓口等を活用し、利用者支援を実施する形態)」は、岩沼市役所で行っていきます。

岩沼市こども家庭センターを設置し、「こども家庭センター型」として子育て支援に関わる関係機関と十分に連携を行いながら、全ての妊産婦、子育て家庭、こどもへ一体的に相談支援を行い、様々な資源による支援につなぎます。

妊婦等包括相談支援事業は、妊婦等に対して面談を行うことにより妊婦等の心身の状況やその置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業で、令和4年度より既に実施している事業です。こども家庭センターにて「妊婦等包括相談支援事業型」として継続して、全ての対象者に助産師等による面談を実施し、必要な情報提供や相談に応じるとともに、妊婦の心身の状況確認と必要な支援を行います。

② 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

【現状】

令和6年4月時点 保育所等14箇所

令和5年度利用実績:396人

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	391	389	386	383	380
②確保の方策		391	389	386	383	380
②-①		0	0	0	0	0

【確保の方策】

市内全保育所等において、今後も継続して事業を実施していきます。

③ 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、授業の終了後に過ごす場を確保し、その健全な育成を図る事業です。

【現状】

令和6年4月時点 児童館（センター）等9箇所・15支援の単位
利用者数：15 ページ記載

<放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び確保の方策>

区分		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
人数	①量の見込み	人日	707	693	679	667	653
	低学年		574	549	538	529	518
	高学年		133	144	141	138	135
	②確保の方策		503	503	503	503	503
	②－①		▲204	▲190	▲176	▲164	▲150
箇所数	①量の見込み	箇所	15	15	15	15	15
	②確保の方策		15	15	15	15	15
	②－①		0	0	0	0	0

【確保の方策】

低学年については、利用を希望した小学1～3年生までの児童全員を受け入れておりますが、そのことにより、クラブ室が過密化しているところもあります。既存施設の活用や改修、支援の単位の集約化等を検討しながら、適正な環境づくりを進めつつ、今後も希望者全員の受け入れに努めます。

高学年については、支援を必要とする児童だけでなく、希望する児童の受入れについても努めるとともに、今後のニーズ量を注視しつつ、必要に応じて受入れ体制の整備について検討します。

■一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市内小学校	校	4	4	4	4	4

■放課後子ども教室の実施計画

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市内小学校	校	4	4	4	4	4

■放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

放課後児童クラブと、放課後子ども教室（のびやか教室）の一体的な事業の実施については、コロナ禍で中止が続いておりましたが、再開し、今後も継続していきます。

■小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

令和4年度から玉浦小学校の図工室を、放課後や長期休業期間中など学習活動で使用していない時間帯に放課後児童クラブの分室として活用しています。今後も、学校施設の利用等について状況を見ながら検討していきます。

【その他事項】

・放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る具体的な連携に関する方策

放課後児童クラブと放課後子ども教室が合同で実施する事業を継続して行います。

・特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後児童クラブでは、児童や保護者が安心して利用できるよう、加配職員の配置や具体的な配慮点を明確にすることにより、充実した対応に努めています。また、特別な配慮を必要とする場合、配慮の内容に応じて学年に関わらず優先して受け入れをする体制をとっており、今後も関係機関と連携を図りながら適切なクラブ運営をしていきます。

・地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組

平日は19時まで延長して行っており、また、長期休業期間は8時から19時まで開所をしています。今後も同様の取組を継続します。

・放課後児童クラブの役割を更に向上させていくための方策

これまでも放課後児童クラブは、保護者が労働等により家庭にいない小学生を預かるだけでなく、児童の社会性の習得や、発達段階に応じた主体的な遊びができるよう努めてきました。今後も異年齢児童との関わりを通じ、地域のボランティア講師の活用、各種教室や季節の行事を開催し、放課後児童クラブとしての役割を一層向上していけるよう努めます。

・放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

放課後児童クラブは、児童が放課後児童支援員に見守られながら、基本的な生活、異年齢児童等との交わりや地域との交流を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」となっています。広報紙・ホームページやSNS等を通して、こどもの健全な育成を図るクラブの役割について、利用者や地域住民への周知を継続していきます。

④ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が気軽に集まることができる場所を開設し、親子同士の交流や、育児相談、情報提供、子育て講座等を実施する事業です。

【現状】

令和6年4月時点 子育て支援センター4箇所

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	45,188	44,972	44,810	44,595	44,433
②確保の方策	箇所	4	4	4	4	4

【確保の方策】

令和5年度に西児童センターに子育て支援センターが併設されたことで、各小学校区に1箇所の子育て支援センターが設置されました。今後は基幹型である岩沼市子育て支援センターを中心にそれぞれの地域の実情に合った子育て支援事業を展開していきます。

⑤一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園における在園児を対象としたもので、通常の教育時間の前後や長期休業中に、希望する児童に実施される預かり保育事業です。

【現状】

令和6年4月時点 幼稚園・認定こども園6箇所

令和5年度利用実績：認定こども園 7,436人

幼稚園 16,419人

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	19,805	19,572	19,339	19,106	19,106
②確保の方策 (幼稚園)		13,024	13,024	13,024	13,024	13,024
確保の方策③ (認定こども園)		13,770	13,770	13,770	13,770	13,770
(②+③)-①		6,989	7,222	7,455	7,688	7,688

【確保の方策】

定員を定めずに事業を実施している施設が多いことから、既存の受け入体制で必要量を確保できる見込みです。実施施設と利用者の傾向について情報交換をしながら、必要とするサービスを受けられるよう、提供体制の確保を図ります。

⑥ 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

幼稚園の在園児対象型以外の預かり保育で、保育所等やファミリー・サポート・センターにおける未就学児対象の預かり保育事業です。これまで保育所等においては離乳食完了児童を対象に行っていましたが、令和7年度から生後6か月以降の児童に対象を拡大していきます。

【現状】

令和6年4月時点 保育所2箇所（一時預かり事業） 子育て支援センター1箇所（ファミリー・サポート・センター）

令和5年度利用実績：一時預かり事業 2,232 人 ファミリー・サポート・センター事業（未就学児）280 人

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	2,356	2,344	2,335	2,323	2,313
②確保の方策 （一時預かり）		5,800	5,220	5,220	5,220	5,220
確保の方策③ （ファミリー・サポート・センター事業病児・病後児以外）		6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
（③+②）-①		9,444	8,876	8,885	8,897	8,907

【確保の方策】

令和6年現在、保育所2箇所で一時預かり事業（一般型）を実施しており、1日あたり定員10人*年間290日*2箇所＝5,800人日を確保方策としておりましたが、令和8年度以降は誰でも通園制度の運用を想定していることから定員を8名に変更し、定員10名*年間290日+定員8名*年間290日＝5,220人日を②確保の方策とします。

ファミリー・サポート・センター事業においては、提供会員50名（令和6年4月時点）が月10回*12月＝6,000人日としたものを基準とし、今後はファミリー・サポート・センター事業での提供会員が増加するよう、更なる啓発を図ることで、提供体制の確保に努めます。

⑦ 病児保育事業

病児保育について、保育所・病院等に付設された専用スペースなどで、看護師等が一時的に保育を実施する事業と、ファミリー・サポート・センターにおける病児・緊急対応強化事業の2種類があります。対象は現在小学校3年生までですが、令和7年度から小学校6年生までに引き上げます。

【現状】

令和6年4月時点 保育所1箇所

令和5年度利用実績：182人

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	175	173	171	170	168
②確保の方策		1,160	1,160	1,160	1,160	1,160
②－①		985	987	989	990	992

【確保の方策】

保育所・病院等で1日あたり定員4人*年間290日＝1,160人日を②確保の方策とします。現在実施している施設で必要な量を確保できます。

⑧ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業・就学児対象）

小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、その援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【現状】

令和6年4月時点 子育て支援センター1箇所

令和5年度利用実績：ファミリー・サポート・センター事業（小学生）131人

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	138	136	133	130	127
②確保の方策		600	600	600	600	600
②－①		462	464	467	470	473

【確保の方策】

必要量の確保が可能です。

提供会員50名（令和6年4月時点）が月1回*12月＝600人日としたものを基準とし、提供会員の伸びを見込んだものを②確保の方策とします。

⑨ 妊婦健康診査

妊婦・胎児の健康の保持増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査、計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要な医学的検査を実施する事業です。母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票（助成券）を交付しています。多胎妊娠の方には追加助成を、助産院や県外の医療機関で受診した場合は償還払いを実施しています。

【現状】

令和5年度交付人数：11 ページ記載

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	239	238	236	234	233
	回	3,346	3,332	3,304	3,276	3,262
確保の方策		実施場所： 医療機関に委託	実施場所： 医療機関に委託	実施場所： 医療機関に委託	実施場所： 医療機関に委託	実施場所： 医療機関に委託

【確保の方策】

全ての対象者に妊婦健康診査受診票（助成券）を交付し、必要な受診勧奨を行います。

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

乳児家庭全戸訪問は、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を助産師・保健師が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。助産師・保健師による訪問体制で実施しています。

【現状】

令和5年度実績：訪問人数 226 人

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	234	232	230	229	227
確保の方策		実施体制：委託 実施期間：通年 委託先：助産師 2名、医療機関1 箇所	実施体制：委託 実施期間：通年 委託先：助産師 2名、医療機関1 箇所	実施体制：委託 実施期間：通年 委託先：助産師 2名、医療機関1 箇所	実施体制：委託 実施期間：通年 委託先：助産師 2名、医療機関1 箇所	実施体制：委託 実施期間：通年 委託先：助産師 2名、医療機関1 箇所

【確保の方策】

全ての対象者に今後も助産師等による訪問を実施し、検診や予防接種、産後ケア事業等の情報提供のほか、母子の心身の状況確認や育児に関する相談を行います。

⑪ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を助産師・保健師が訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育ができるよう支援する事業です。助産師・保健師による訪問体制で実施しています。

【現状】

令和5年度実績：訪問回数7回

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	12	11	11	11	11
②確保の方策		12	11	11	11	11
②－①		0	0	0	0	0

【確保の方策】

今後も養育支援が必要な全ての家庭に対し、助産師等による訪問を実施し、必要な支援を行います。

⑫ こどもを守る地域ネットワーク機能強化事業

本市においては、要保護児童等やその家庭に対し必要な支援を実施するため、要保護児童対策地域協議会（こどもを守る地域ネットワーク）を設置し、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク間の連携強化を図る取組を実施しています。

【現状】

令和5年度実績：要保護児童対策地域協議会

代表者会議2回 実務者研修4回

【確保の方策】

こどもを守るために必要な支援や会議、研修等を継続して実施します。

⑬ 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童を児童養護施設等に入所させたり、里親等へ委託したりするなどして、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

【現状】

令和5年度実績：0回

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人日）	252	252	252	252	252
②確保方策（人日）	3,590	3,590	3,590	3,590	3,590
確保の方策（箇所）	5	5	5	5	5
②－①	3,338	3,338	3,338	3,338	3,338

【確保の方策】

必要な児童とその保護者に対し、短期入所生活援助事業を里親等へ委託し実施します。

⑭ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき副食費、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【現状】

令和5年度実績：副食費延べ250人 407,290円

日用品等0人

【確保の方策】

市が定める基準に該当する全ての対象者に対し、費用等の助成を行います。

⑮ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【確保の方策】

本計画の理念・基本目標に沿い、必要と認められる場合には、支援を進めていきます。

⑯ 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、
※)ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

【確保の方策】

本計画の理念・基本目標に沿い、真に必要と認められる場合には、検討を進めて

※) ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者

いきます。

⑰ 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(実人数) (人)	0	20	20	20	20
②確保の方策(実人数) (人)	0	20	20	20	20
②－①	0	0	0	0	0

【確保の方策】

令和4年度に事業協定を結んでいる「いわぬまこども第3の居場所」が本事業と同様の目的で開所運営しておりますが、継続運営ができるよう、令和8年度からは岩沼市が児童育成支援拠点事業として支援を行う予定です。

⑱ 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とした事業です。

【確保の方策】

本計画の理念・基本目標に沿い、真に必要と認められる場合には、検討を進めていきます。

⑱ 乳児等通園支援事業

保育所等において、保育所等に入所していない乳児又は満3歳未満の幼児に、適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(延べ)	人日	-	18	18	18	18
0歳		-	5	5	5	5
1歳		-	7	7	7	7
2歳		-	6	6	6	6
②確保の方策(延べ)		-	3	3	3	3
0歳		-	1	1	1	1
1歳		-	1	1	1	1
2歳		-	1	1	1	1
②-①		-	▲15	▲15	▲15	▲15

【確保の方策】

新規事業であることから、ニーズ量を注視しつつ、整備について検討していきます。

⑳ 産後ケア事業

産後間もなくから乳児が1歳に至るまでの間、助産師等の専門スタッフが医療機関等の施設での宿泊や通所、自宅等への訪問により育児相談、保健指導等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

【現状】

令和5年度実績:12ページ記載

単位:人日

区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(延べ)	人日	139	138	137	136	135
②確保の方策(延べ)		139	138	137	136	135
②-①		0	0	0	0	0

【確保の方策】

全ての対象者に、本事業について周知を行うと共に、利用承認をした者に対して、必要な支援を引き続き実施します。

第 7 章 計画の推進体制

1 計画の周知

本計画は、子育てに係る関係者をはじめ、多くの市民の理解と協力が重要であることから、様々な媒体を活用して、広く市民に知らせていきます。

また、子ども・子育て支援制度をはじめとする様々な制度について分かりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、充実した子育てに結び付くと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

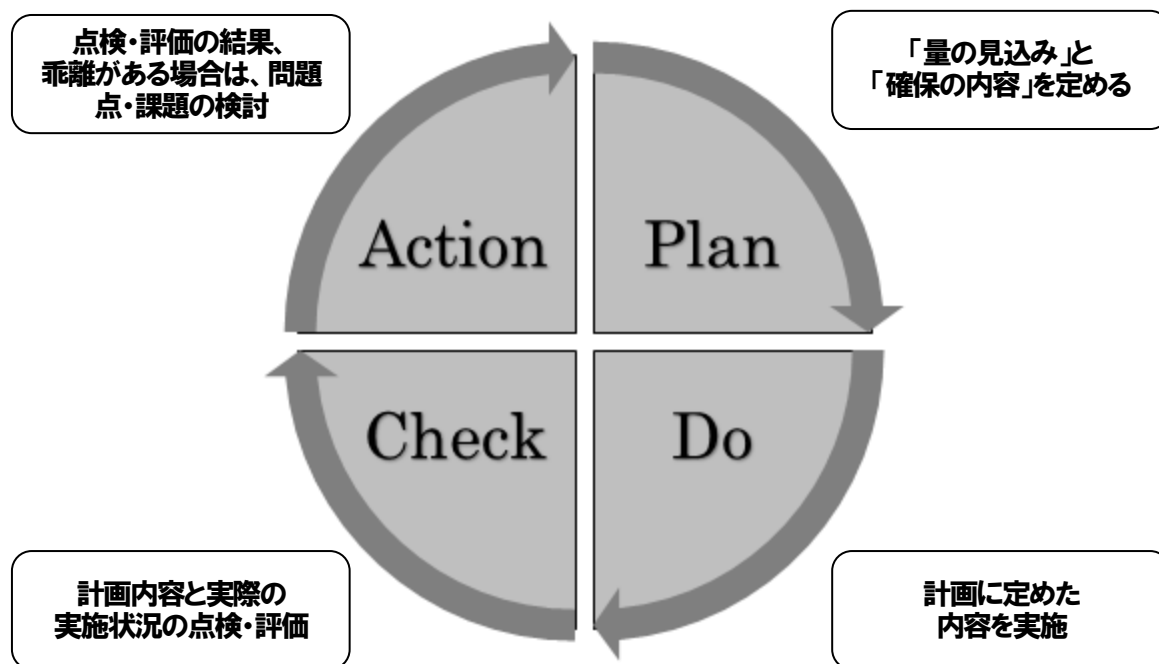
2 関係機関等との連携・協働

本計画の効果的な推進には、子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。市は、これらの関係機関に積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。

3 計画の実施状況の点検・評価

国の基本方針では、子ども・子育て会議において、毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）について点検、評価し、必要に応じて改善を促すこと、とされています。

また、市民満足度調査結果を用いた成果目標の達成状況の評価に合せ、施策の展開においては、取組の成果及び今後の課題等について、年度ごとに内部評価を行います。



本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を岩沼市子ども・子育て会議において把握し、毎年度点検・評価を実施していきます。

具体的には、図のようにPDCAサイクルに基づいて、計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況などを点検・評価し、乖離がある場合には問題点や課題の検討を行っていきます。

また、大きな修正・変更が必要と認められた場合には、見直しを行います。

資料編

1. 計画の策定経緯

本計画の策定にあたっては、地域の関係団体の代表等により構成される「岩沼市次世代育成支援協議会、岩沼市子ども・子育て会議」にて委員の方から御意見・御審議をいただき策定いたしました。

■計画策定の経緯概要

区分	開催時期	内容
次世代育成支援協議会 子ども・子育て会議	令和6年7月11日	1) 現行計画の実績報告について 2) 子ども・子育て支援の取組状況について ①子ども・子育て支援パッケージの進捗 ②岩沼市こども家庭センター設置に向けた進捗 ③家庭支援事業における変更について
次世代育成支援協議会 子ども・子育て会議	令和6年11月28日	第4期岩沼市次世代育成支援行動計画（改訂） 第3期岩沼市子ども・子育て支援事業計画の素案について
次世代育成支援協議会 子ども・子育て会議	令和7年12月27日～ 令和8年1月15日 （書面開催）	第4期岩沼市次世代育成支援行動計画（改訂） 第3期岩沼市子ども・子育て支援事業計画の素案について
意見公募 （パブリックコメント）	令和7年1月27日～ 令和7年2月26日	ホームページ・市役所情報公開室・子ども福祉課 において閲覧 → 意見 件 （ホームページサイトビュー 件）
次世代育成支援協議会 子ども・子育て会議	令和7年3月12日	第4期岩沼市次世代育成支援行動計画（改訂） 第3期岩沼市子ども・子育て支援事業計画案について

2. 岩沼市次世代育成支援協議会、岩沼市子ども・子育て 会議委員名簿

■委員名簿

(順不同・敬称略)

No.	氏名	備考	選出区分
1	◎森 伴久	岩沼西小学校 校長	教育分野
2	○佐藤 隆信	宮城教育大学 元特任教授	学識経験者
3	鬼澤 聡	岩沼北中学校PTA 会長	児童・生徒保護者
4	恵美 節子	家庭教育支援チーム・子育てサポーター ほっぺの会	地域活動団体
5	泉田 典子	岩沼市障害児（者）親の会	子ども・子育て支援に関わる 福祉分野
6	小原 久美子	中央南部地区主任児童委員	子ども・子育て支援に関わる 福祉分野
7	小川 せつ子	岩沼南こばと幼稚園 園長	子ども・子育て支援に関わる 教育分野
8	平島 智矢子	岩沼はるかぜこども園 園長	子ども・子育て支援に関わる 福祉分野
9	佐藤 由実子	健康福祉部健康増進課 主幹兼健康対策係長	保健分野

※令和5年6月30日時点

委嘱期間 令和5年4月1日～令和7年3月31日

◎会 長

○副会長

3. 用語解説

「こども」及び「子ども」の表記について

1. 特別な場合を除き、平仮名で「こども」と表記。
2. 法令に根拠がある語や固有名詞を用いる以下の場合は「子ども」と表記。

子ども・子育て支援法／子ども・子育て3法／子ども・子育て支援事業／子ども・子育て支援制度／
子ども・子育て会議／子ども・子育て支援／子どもの貧困対策／放課後子ども総合プラン／
放課後子ども教室／子ども福祉課／子ども総合センター／子ども支援部会／子ども会／
岩沼市子ども読書活動推進計画／子どもたちに伝えたい「心をHOT させる料理レシピ集」／
子ども110番の家 等

第4期 岩沼市次世代育成支援行動計画（改訂）

第3期 岩沼市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発 行

宮城県岩沼市
健康福祉部 子ども福祉課